

会 議 録 目 次

平成 2 2 年第 4 回海田町議会 6 月定例会（第 2 日目）

平成 2 2 年 6 月 9 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問	……………	3
日程第 2	第 27 号議案	工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）……………	5 2
日程第 3	第 28 号議案	海田町退職手当審査会設置条例の制定について……………	6 1
日程第 4	第 29 号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 2
日程第 5	第 30 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 3
日程第 6	第 31 号議案	平成 22 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）……………	6 7
日程第 7	第 32 号議案	平成 22 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	6 7
日程第 8	第 33 号議案	平成 22 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	6 7
日程第 9	第 34 号議案	平成 22 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	6 7
日程第 10	発議第 4 号	国の財源で高すぎる国民健康保険税（料）の引き下げを求める意見書案について……………	7 2
		（閉 会）……………	7 4

平成22年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成22年6月9日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月9日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (16名)

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	花 本 則 之
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	伊 藤 仁 士
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久保田 誠 司
下 水 道 課	長	武 田 昭 典
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次	長	多幾山 晃 年
参 事		木 原 晴 彦
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
水 道 課	長	市 川 英 士
町 民 サ ー ビ ス 室 長		奥 谷 正 則

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第27号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）

日程第3 第28号議案 海田町退職手当審査会設置条例の制定について

日程第4 第29号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第30号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第31号議案 平成22年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第7 第32号議案 平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 第33号議案 平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 第34号議案 平成22年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第10 発議第4号 国の財源で高すぎる国民健康保険税（料）の引き下げを求める意見書案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。9番、渡辺議員。

○9番（渡辺）おはようございます。9番、渡辺善隆です。2点について質問させていただきます。

1、独居高齢者の見守り支援。65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしをしている人口が

増加しております。人口問題研究所の推計によると、2030年にはおよそ5人に1人の高齢者がひとり暮らしになると予測しております。地域で安心して暮らせる支援体制の強化が急務となっております。65歳以上の独居高齢者を対象に緊急連絡カードを配付して緊急時の連絡先を共有する支援策を進められている自治体があります。カードには、親戚や知人をはじめ、かかりつけの病院や担当医の連絡先など、必要な連絡先が明記されているため、緊急時に第三者が的確な連携をとれるようになっております。また、カードに記載された情報は役所や民生委員、地域包括センターで共有し、緊急時に備えております。本町でも緊急連絡カードを活用した支援を検討するお考えはありますか。

2点目に、健康づくりへの取り組み。健康日本21には、運動をよく行っている人は罹患率や死亡率が低いこと、また、身体活動や運動がメンタルヘルスや生活の質の改善に効果があることが認められている。さらに、高齢者においても、歩行など日常生活における身体活動が寝たきりや死亡を減少させる効果があることが示されております。生活習慣病の予防などの効果は身体活動量の増加に従って上昇し、長期的には10分程度の歩行を1日数回行う程度でも健康上の効果が期待されるとされております。身体活動や運動が検討に役立つ知識は普及しているものの、実際に運動を行っている人の割合は少ない。多くの人が無理なく日常生活の中で運動を実施する方法の提供や環境をつくる必要だと思います。そこで、1日の歩行数や歩行時間を記入できる記録帳を配布して、自分の健康は自分で管理する、身体活動量の増加を目指した健康づくりを推進されるお考えはありますか。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いします。

渡辺議員の質問に答弁いたします。

まず、独居高齢者の見守り支援についての質問でございますが、民生・児童委員協議会において緊急連絡カードを65歳以上のひとり暮らし高齢者の方に配付され、緊急時の対応に備えておられます。

続きまして、健康づくりへの取り組みについての質問でございますが、みずからが主体的に健康づくりに取り組めるよう、万歩計や腹囲メジャーを貸し出すとともに、歩いた歩数・時間・距離、体重などを記録することができる記録表を配布しております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）再質問をさせていただきます。緊急カードの設置は既に推進されていると

ということなのですが、これは現在何名ぐらいに設置されているのでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）町内で現在1,314人の方がおひとり暮らしでございます。民生委員にこうした情報をお配りして、皆さんに行き渡るようにカードを配付しているところでございます。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）ですから、実際には何人に配付されているということはつかんでいないわけですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）民生委員がこの緊急連絡カードを配り始めて既に30年以上経過しております。ですから、それまでに65歳になられたおひとり暮らしの方についてはその都度配っておりますので、先ほど申し上げましたように、全員に行き渡るように配付しているという活動を民生委員協議会として取り組んでおられます。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）私が提案しておるのは、このカードの情報は緊急時に連絡を共有するため、それが1つのねらいだと思うんです。そうしたら、このカードはどこどこで共有されているのでしょうか、今進めておるのは。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）民生委員活動としてお配りしておりますので、あくまでもご本人が万が一のときの第三者の方が駆けつけて、必要な情報を必要なところに向けて発信できるようにお願いしておりますので、民生委員として、中には把握している情報もあると思いますが、共有するような活動ではございません。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）今進められている、民生委員さんの方でされておるそうなのですが、私の提案の中では、そういう情報を役所とか、もちろん民生委員さん、それから包括支援センターあたりで同じ情報を掌握して、そういうときに一緒に早急に取り組む、支援していくということ、そういうねらいがあるんですが、その辺はされていないということですね。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）包括支援センターの方ではおひとり暮らしのところを全戸訪問するよ

うな形で訪問しておりますので、その中で、訪問される方の情報はつかんでおります。
個人情報等の問題もございますので、ご本人の方でそういう申し入れがあれば、行政の方としてもその情報は把握してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）次に、2点目の健康づくりの取り組みについてですが、今一応万歩計等を貸し出して運動を促進されている。これは対象者は65歳以上なんですか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）万歩計の貸し出しにつきましては、町が行っております海田町ふれあいウォーキングにおいて希望された成人の方に対して貸し出しを行っております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）それにはやはり、さっき答弁にありましたように、いわゆる記録表と申しますか、それもあって、毎日それを記録していくというんですか、そういう方法になっているんでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）今、町では運動習慣をつけていただくウォーキングを進めておりまして、特に主にふれあいウォーキングにおいて記録表を作成して皆さんに配布しております。それには手書きでいろいろ記録していただいたり、海田市駅から名古屋までをずっと色をつけて1こま1,000歩で記録して、楽しみながらウォーキングできるように、そういうような記録表を配付しております。

○議長（久留島）渡辺議員。

○9番（渡辺）先ほども説明しましたように、やはり運動することが健康増進につながるという知識というのは皆さんご存じなんです、その運動を始める動機というんですか、それがなかなか難しいのではないかと思います。そういうことで、その動機のためにこういう記録帳を皆さんにお配りして、一人ひとりがそれに毎日の歩行数、歩行時間というものを記録して行って、そしてその中に持続性も出てくるのではないかと思います。それがひいては健康促進につながっていくと思いますけど、やはり手帳の配付については再検討の余地はございませんか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど所長が答弁いたしましたとおり、現在こういうウォーキン

グの記録表をお配りしております。健康ウォーキングの中に、正しいウォーキングの仕方とか、あともろもろのチェックポイントも書いておりますので、その場でこれをお配りして皆さんに理解していただいて、運動のきっかけづくりに努めているという状況でございます。

○議長（久留島） 7 番、岡田議員。

○ 7 番（岡田） 7 番、岡田です。4 点ほど質問させていただきます。

平和への取り組みについて。ニューヨークで開かれた2010年NPT再検討会議の核兵器廃絶の要請団の一員として、5月1日から8日まで、機会に恵まれましてニューヨークへ行ってまいりました。広島市、長崎市の両市長をはじめ、世界中から核兵器廃絶を願う人たちが多数集まりました。昨年4月、オバマ大統領がプラハで核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓い、ノーベル平和賞も受賞した後の会議であり、歴史的に大きな意義のある会議だったということが言えるでしょう。アメリカでもたくさんの人たちが核兵器廃絶を願い、代表団の取り組みに賛同と共感を送ってくれました。今、核兵器廃絶の機運が世界的にも高まっています。世界で初めて核兵器の洗礼を受け、多くの被爆者が現在も原爆症に苦しんでいます。65年前に広島、長崎から起こった、人類と核兵器は共存できないとの被爆者の声に耳を傾け、海田町でも広島市と同じように多くの人々が核兵器のない世界を望んでいます。そこで、町長に質問いたします。海田町は非核町宣言をしていますが、より核兵器廃絶に踏み込んだ町の姿勢が求められているのではありませんか。いろいろな階層の人々や子どもたちを含め、海田町発の平和プロジェクトを提案しますが、見解をお尋ねいたします。

2 番目に、循環バスについて。役場や福祉センターなど公的なところに行くのはもちろん、海田市駅など交通の便利なところまで行けるので、海田町循環バスはとても好評です。高齢化が進み、自動車や自転車などに乗れなくなるお年寄りにとってバスの増便は病院や買い物にも使えたらもっと便利になるとの声が上がっています。町長に質問いたします。バスの増便やコース変更などはどのようなになっているのでしょうか。また、買い物に便利なところにバス停留所をつくってほしいとの要望もあります。計画はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

3 番目に、福祉センターのふろ廃止について。福祉センターのふろの利用に関して、特定の人々が利用し、本来の目的の位置づけが不明確となったためという理由で廃止ということですが、時間を制限することや、特定の人を説得してみんなが利用できるよう

にするようにどうすればいいかなどを検討して存続すべきではないか、お尋ねいたします。

4 番目に、災害対策と住宅リフォームの補助制度について。単位自治会でも自主防災会などをつくり、災害に備えています。町では地域ごとに避難場所を設け、防災活動にも努めていますが、先日 5 月 24 日の雨のときなど、瀬野川の増水などを見れば、日ごろの備えがあっても不安な気持ちになります。昨年の梅雨の集中豪雨があり、被害もありましたが、今年の対策はどのようなになっていますか。

また、災害に備えて家の補修や、農地や住宅周辺の溝や土地のかさ上げなどの整備の費用の一部助成や、災害予防にかかわる資金融資の利息の補てんなどをすべきではないか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に答弁をいたします。

まず、平和への取り組みについての質問でございますが、これまで海田町も平成 3 年に非核宣言を行い、核兵器の廃絶に向けた活動に取り組んでおります。また、平和市長会議にも加入し、同会議が核兵器廃絶に向けたヒロシマ・ナガサキ議定書に賛同し、都市アピールに署名をしております。このたびもニューヨークで開催された N P T 再検討会議に合わせ庁舎に懸垂幕の掲出をし、核兵器廃絶に向けた啓発活動を行ったところでございます。これからも啓発を中心とした活動を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、循環バスについての質問でございますが、現在の運行時間の覚えやすさや地域公共交通検討プロジェクトからの提言、そして財政負担を考慮して、増便は考えておりません。運行ルートや停留所の変更については、1 時間ヘッドの運行を崩さないよう検討することとしております。

福祉センターのふろ廃止についての質問でございますが、大江議員の質問に答弁いたしましたように、福祉センターのふろの廃止については様々な観点から総合的に判断したものですから、存続は考えておりません。

続きまして、災害対策と住宅リフォーム補助についての質問でございますが、桑原議員の質問でも答弁したとおり、災害に即時対応できるよう、メール配信による職員の参集などを適切に運用し、災害時に迅速かつ的確に対応してまいります。また、土のうを町内各所に配置し、被害に備えるとともに、急傾斜地など土砂災害の発生の危険が認められる箇所については公用車によるパトロールを実施するなど、対策を講じております。

尾崎川につきましては、防水壁や川からの逆流を防止する逆止弁の設置、側溝改修などの洪水対策工事が5月に完成しております。

次に、災害に備えた整備費用の一部助成及び利子補てんについてでございますが、以前芸予地震で住宅に被害を受けられた方の融資を行った経緯はありますが、災害に備えた一部整備費用の助成等については現段階では考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田） それでは、再質問させていただきます。まず1番目の平和への取り組みなんですけれども、いろいろ市長会議とかに参加されておるといことなんですけれども、私はこの前、ニューヨークの再検討会議の要請団として行かせてもらいまして、この中でもやっぱり、被爆国ですから、本当は政府が率先してせにゃいけないんですけれども、なかなかこの会議でも政府の代表で行った方というたら外務副大臣しかいないと。それで、その会議の中の発言というても、いわゆる核の傘の下で云々かんぬんとずっと長く演説されたということで、核兵器を廃絶というふうな立場では発言されていないんですよ。そうした中で、やっぱり世論を盛り上げて核兵器をなくしていこうということが一番大切だと思うんですけれども。そこで、被爆地広島県としてもやはり住民からの盛り上げというか、そういうふうなものが大切だと思うんですよ。それで、そういうふうな中で町としてできることというのはあると思うんですよ。核兵器廃絶の懸垂というんですか、垂れ幕を垂れ下げる、それは大変結構なことだと思うんですけれども、やはり具体的な行動というか、そういうふうなものも示す必要があると思うんです。そういうふうな中で、例えばよく平和行進なんかが通るんですけれども、私はいつも思うんですけれども、この地域は坂から出発して府中までなんですけれども、坂は町民センターに毎年平和のパネル展みたいなのをやって、安芸区役所もずっとやっておるんですけれども、海田の役場の方とかはそういうふうなものはほとんどない。時期的に何回か福祉センターでやられたことはあるんですけれども、パネルを展示するとかいうふうなことを、ほかの町でもやっておるし、やっぱり最低でもそういうふうなことはする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 確かに核兵器の廃絶の問題は毎年ご苦勞をかけて、皆さんが行進とか、平和アピールを採択されてからいろいろ行進はあるわけですが、我々としては、中心になっていただいております広島市で相当いろんな形でPRされておりますので、それに協賛す

るためにも地域の首長としていろんな形で協力させていただいておるのが現状でございます。まして、改めて、何年に1遍かもやっていますので、機会があればまたやっていてもいいんじゃないかというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）最低でもこういうふうな被爆の実相を展示するとかいうふうなことはやってほしいんですよね。

それと、教育委員会の管轄になるのかどうかかわからんのですけれども、例えば平和教育とかいうところで、今の平和資料館、ああいうふうなところで学校の平和の教育の環境として最低でも年1回とかいう格好で行っておられるんですかね。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）具体的に平和公園を訪問する活動そのものは実施しておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）実施していないということですか。今ちょっと聴き取れなかったんですけれども。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今の平和学習、平和教育については、教科の中でも社会科等の中で現実にやったり、高校等、こういう中での教材としてもございますし、それから、教育課程それぞれの特性がありますけれども、そういう中でやっているものもございます。さらに、議員お尋ねのいわゆる平和公園、記念館等については校外学習という形または社会見学というような形で、学年に応じた、これが状況によっては遠足を加味したようなものもやったり、いろんな形でそれぞれの学校でそういう計画的にやっていると。だから、毎年この学年がこうしますという形でなしに、そういう状況は毎年の中で少しずつそれを丁寧に続けているというふうにご理解いただけたらありがたいというふうに思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）この問題は社会学習というか、平和の問題としてちゃんと位置づけて、やはり平和資料館に行って被爆の実相というふうなのを学習させてほしいんですよね。それで、よく広島市の当局の人なんかが、展示そのものが子どもたちが怖がるとかいうふうな格好で、本当はもう少し展示しなきゃいけないんだけど、展示物を抑えておるとかいうふうな格好のこともあるらしいんですよね。やはりこれは現実にかようなことが起こったと。それに対して、やはり核兵器はなくさなきゃいけないという立場に

立って見学というか、学習というか、そういうふうなものをしてほしいんですよね。それで、今のいろんな海外の要人が来られますけれども、そういうふうな人たちもあそこへどんどん来て、核兵器をなくしてほしいと。あそこを見たら、これは抑止力として要るんだというふうな人はほとんどおられないと思うんですよね、実際に見た方はね。やはりそういうふうな立場に立ってやらないと、なかなか今の核兵器をなくすということを、ただ言うてもそれは口先だけで終わってしまうというふうな格好になると思うんですよね。

それで、この前のNPTの再検討会議でラスベガスのネバダの核実験場を見る機会がありまして行ったんですけれども、あそこの核実験場にいたしましても、1992年まで実際に地下でも核実験をして、その後、未臨界実験になったんですけれども、1950年代は地上で核実験をして、そして実際に兵隊を外に、キノコ雲の下に立たせて、どういうふうな影響が人体にあるかというのを調査しておるんですよね。そういうふうなことは一切口外されないと。あそこの核実験場の土地そのものも、あそこはショショニ族というんですかね、少数の人たちが所有している土地であって、その土地を使用するときも勝手にアメリカ政府も使用できないと。そのショショニ族という人たちの所有があるから、そこを使う場合でもアメリカ政府と土地の所有に関する協定みたいなものを結ばなきゃいけないのだけれども、そういうふうなことも実際にアメリカ政府はしていないと。勝手に使いよるといのが実態らしいんですよね。沖縄の基地の地権者、これとよく似たような状況だと私は思ったんですけれども、やっぱりこういうふうな、今の核の実験に対してもまだまだ一方的にやっておるというふうなところが多いわけですね。こういうふうなところももっともっと知らせにゃいけんと。やっぱり核の廃絶というのは、去年のオバマ大統領が、核兵器を持っておる国でもそういうふうな、自分は核はなくさにゃいけんというふうなことを全世界に発表したわけですから、それを被爆国として日本は本当は後押しをせにゃいけんだけれども、それもなかなかやらないというふうな状況の中で、せめて広島県、広島市、あるいは近隣の海田町にも被爆で手帳を持っておられる方が1,300人ぐらいおられるんですけれども、その中でもさらに原爆症の認定を受けた方というたら本当に数%しかおられないと。今でもそういうふうな被害に苦しんでおられて、実際にがんで亡くなられる方というのはほかのがんで亡くなられる方よりもはるかに高いというふうな実相で、今でもそういうふうな被害が続いておるわけなんですね。だから、そのためにもやはり核の廃絶というのは緊急の課題なわけなんですよ。そのため

にも町としてやはり核を廃絶するという世論を盛り上げていかにやいけんのだと思うんですけれども、そのためにも町のできるいろんな企画というのか、そういうのがあると思うんです。やっぱりそういうふうなのを広めていくことによって、核兵器をなくさityいけんというふうな世論をつくるのが一番大切じゃないかと思うんですよね。

だから、そういうふうなためにもやっぱり教育委員会が、今から次代を担う子どもたちというんですか、被害を受けてから、戦後65年たっておるんですけれども、そういうふうなのでやっぱりもうちょっと積極的にこういうふうな問題にも取り組んでほしいんですけれどもね。ただ何か場当たりの、極端に言うたら、どこの市町でもやっておるようなことでお茶を濁すんじゃなくて、積極的にもう少しこういうふうな問題にも取り組んでほしいんですけれども、今の町長の答弁だったら何か今までの延長線上で、別にとりたててしないというふうな感じなんですけれども、何か新しい取り組みというんですか、そういうふうなものを。今がチャンスだと思うんです。オバマ大統領もああいふような発言をして、NPTの会議もあって、今度は5年先なんですけれども、なかなかそうすんなりいくような感じじゃないんですけれども、やっぱり世論を盛り上げることによって日本政府を動かす、そういう立場に立ってこういう平和教育とか平和運動とかいうふうなものを盛り上げてほしいんですけれども、その辺のところをもう一遍お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この核兵器の問題は、いろいろ例を挙げてお話しいただいたんですが、国際的な、世界的な問題でございまして、我がまちには広島という被爆の関係でいろいろなかわりがあるわけでございますが、世論の問題を、それは世界各国、日本全国、そしていろんな形で取り組まないとできる問題ではないと思っておりますので、我々は広島市に準じていろんな活動に参加して協力していきたいということに変わりはないと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）広島市に準じてと言われますが、やっぱりもう一步踏み込んで海田町独自の、例えば町主催の慰霊祭をするとか、そういうふうなもの1つの手段だと思うんですよ。そういうふうなものでもやっぱり平和を守っていかにやいけんというアピールというんですか、そういうふうなものもお願いしたいんですけれども、こういうふうなものも全く今までどおりというのか、ちょっと考えてみようとかいうのをもう一度お願い

いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今のところ考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）考えていないということなんですけれども、それはぜひとも考えてもらって、平和のための取り組みをもう少し広げてほしいと思います。

それと、循環バスなんですけれども、いろいろ昨日から答弁されておりますけれども、いろんな公共施設とかなんかを回って、よく言われるんですけれども、海田町なんかでもなかなか小さいお店はあるんだけど、大きなお店というのがだんだんだんだん少なくなってきた。実際に今まであったスーパーがもう何年か前になくなって大変不便を感じておるといふような地域も結構あるわけなんですよ。やっぱりそういう方なのか、そういうのも含めて少し商店というんですか、そういうふうなところがまとまった地域みたいなところにも、なかなか道路事情とかなんかがあるから難しいんでしょうけれども、そういうところにもとめてバスの利用者の皆さんの多面的な利用方法なのか、そういうのも考えるべきじゃないかと思うんですけれども、その辺をお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）循環バスにつきましては、アンケートその他で住民の方の要望がいろいろあるのは存じ上げておりますが、定期的な運行をするためにはやはり陸運支局の指導、それから警察による指導という制約もございます。特に陸運支局の指導の中では、現在走っております民間事業者のバス運行に影響を与えないようにというような指導も受けておりますので、なかなか制約がございますが、そういうような中で何とか住民の方の要望に近づくような形で考えてまいりたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）いろいろ警察とか公安委員会ですか、そういうふうな制約があるんでしょうけれども、住民の皆さんの利便性なのか、やっぱりそういうふうなのを第1番に考えてお願いいたします。

それと、福祉センターのふろのことなんですけれども、昨日からいろいろな答弁で、やらないということだったんですけれども、確かに利用者の人の、今までの固定して、ずっとマナーなのか、なかなかちょっとぐあいが悪いようなところがあったんです

けれども、そういうふうな方に対して、利用される方は特定でずっと同じような方なんでしょうから、皆さんが利用できるような格好の指導というんですか、そういうふうなのはされたんですかね。指導というか、個別に、極端に言うたら、同じような方がずっとおられるということですから、固定しておるということですから、同じような方がずっと毎回毎回ということで、その中でほかの人がなかなか利用しづらいという状況になってきておると思うんですけれども、その中でやっぱりそういうふうな、ほかの人が利用できるような方策というのか、指導というのかはどのようにされたんでしょうかね。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）特に利用を促進するようなことは行っておりません。と申しますのは、いわゆる嗜好の変化と申しますか、以前は家庭におふろがない方が多い中で、講座の一緒の仲間といいますか、皆さんと一緒にふろにつかってお互いの趣味とか語らいとかを通じて触れ合うようなことが多かったように思いますが、現在においては、家庭にもおふろが普及しておりますし、ふろを使わなくてもそういう触れ合いの場が持てるということから、結果としてそういう方たちがおふろを使わなくなってきた。結果として、いわゆるそれ以外の方がおふろを利用された結果が固定化につながっているというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それだったら、例えば以前、何年か前からもうだんだんふろが各家庭にもほとんど備わっておるから、それじゃ何年かたったら廃止をしようというふうに聞こえるんですけれどもね。どうしてもそれは固定化してきたらもうあと何年、それこそ2年、3年したら廃止する方向という格好が以前からあったんじゃないかというふうな感じがするんですけれども、やっぱりふれあい事業でされておるわけですから、利用したいけれども、なかなか今はずっと、時間をやったら4時間ぐらいだと思うんですけれども、それを人数で割ったら1人何分と簡単に出るわけなんですけれども、そういうふうな中で当然、利用される方がおられても、そう大きなふろじゃないでしょうから、何人も何人も一遍に入るわけじゃないわけですから、廃止というふうな方向が先にあったような感じを今受けるんですけれどもね。その辺、やっぱり町民サービスの部門ですから、それで指定管理もされたわけですから、固定化しておるんだったら、固定化しないような方策とか、いろいろな人がもう少し入れるような、利用できるような方法とかいうふうなのは考えられて当然じゃないかと思うんですけれども。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず廃止ありきではございません。町長も答弁申し上げましたように、1つの要因としては利用者が固定していることがございます。そのほかにも、家庭のふろの普及が進んで、ほとんどふろがございます。それから、費用対効果の問題もございます。ですから、固定化することによって、本来の目的である触れ合う事業としての位置づけが不明確になってきたので、先ほど申し上げたような要因を総合的に判断した結果で今回廃止という結論に至ったものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）固定化しておる原因というんですか、それはやはりずっと同じ方が利用されたら当然固定化なんですから、時間が制限してありますから、どうしてもそういうふうな格好になると思うんですけれども、それをほかの人も利用できるような格好のこと、そういうふうなことをなぜされなかったのか、なぜそういうふうなことをされていないのかというのを伺いたいですけれども。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今回のふろの活用につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、触れ合いの場としての位置づけを最も重く考えております。それについて、利用者の判断もあると思いますので、これをもってふろがあるから、ふろは皆、家庭にもほとんどありますので、そういう面で触れ合いの場としての位置づけはご本人が考えることでありますので、その中での利用が減ってきたということでの1つの廃止の要因もあります。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）廃止の理由がちょっとよくわからんのですけれども、ふろがどの家庭にもあるということは、それはわかっておるわけで、もう何年か前からそういう状況の中で、そういうふうなのがあるけれども、ふれあい事業としての入浴サービスというんですか、そういうふうなのをされておるわけですから、何か今の、どの家庭にもある、固定化しておるというので、固定化しておるんだったら、固定化じゃなくて皆さんが利用できるような方策というのか、そういうのをどういうふうにしたのかというのを何回も聞きよるんですけれども。例えば、皆さんが使えるように時間の、極端に言うたら1人何分ぐらいにしてくださいというふうな格好で、皆さんが利用できるようなことをなぜ考えられなかったというお尋ねです。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、ふろの入浴時間については利用者個々の方が必要な時間を利用されますので、入浴の時間の制限ということは非常にできないとは思いますが、先ほど申しましたように、本来の触れ合いの目的として当初老人福祉センター時代にふろを設置して今日に至ったような経緯はございますが、その中で、最初に申し上げましたように、そういうふろの利用をしなくても要は触れ合うような、個人個人の嗜好が変わってきたということがある中で、もっとふろを利用してくださいということがなかなかこれまでできなかったものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）廃止の方向ですから、なかなかあれでしょうけど、せっかく予算もつけてあるわけですから、そういうもっと使ってくださいということができなかったと言われたんですけれども、そういうふうなことはやっぱりすべきじゃなかったかと思うんです。結構これを楽しみというのか、そういうふうにされておる方も多いのでね。今度廃止されて、この予算を使って新たな施策ということなんですけれども、やっぱり皆さんが喜ばれるようなというんですか、そういう方策というのか、そういうふうな施策をお願いいたします。

それと、災害のことなんですけれども、去年の梅雨のものすごく雨が降ったことはまだ記憶に新しいんですけれども、例えば同じような格好で豪雨が合った場合、やはり昨年と同じような格好で道路に水が水路からあふれたりというふうなことがあると思うんですけれども、昨年ああいうふうなことがあって、その後、去年のあふれたようなところとか、道路が冠水したようなところというのは新たに対策か何かをとられておるんですかね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）道路の冠水とか、あと水路のオーバーフローとか、いろいろ原因があるかと思われていますが、まず水路については、梅雨前に浚渫を実施しております。メイン水路じゃなくて部分的にそういったところの水路の浚渫を実施しております。あと、道路冠水については尾崎川等々で水が上がってこないような防水壁の設置を県と合同で対策をとらせていただいております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）ということは、どうなるかわからんのですけれども、昨年と例えば同程度

の雨が降った場合は昨年のようなことはないというふうに判断していいんですかね。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）災害の場合は予測がつかないんでございます。しかしながら、昨年の教訓をもとに建設課とか都市整備の方でいろいろ対策を考えておるわけでございますので、昨年の教訓、今までの教訓をもとにいろいろ整備をさせている状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それと、災害が、例えば道路の冠水が起こった場合、具体的に冠水が起って、何とかしてくれと言うても、役場の職員の人もそんなようけおられるわけじゃなくて、なかなか手薄になってくると思うんですよね。そういうときに役場に電話をしても、なかなかそこにはすぐには行きませんよというふうなことに当然なってくるんですけども、その対策というんですかね。それと、例えば土のうがありますよと。先般住吉議員も言っておられますけれども、土のうがあっても、それを例えば積む場合でも、どんどん水が増えてから土のうを積むということはなかなか無理なんですけれども、土のうがあっても、じゃ、それをだれが積むのかとかいうことが出てくると思うんですけれども、そういうふうな対策というんですか、その辺はどうなっておるんですかね。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（佐々木）冠水した場合の土のうの設置であるとかそういったことを、それじゃ、どういう形でやっていくかと。実際昨年も集中的なゲリラ豪雨で当然町の職員等が現場になかなか行けないということがございます。そういったときに当然地域の方のご協力というのが必ず必要になってまいります。実際海田町内には30の自主防災会等が設置されております。そういった中で自主防災会の皆様方のご協力を得て、そして近所のお力をかりながら土のうの設置であるとかいったことも考えていく必要があるかと思えます。そのためにも毎年小学校区での防災訓練も実施しておりますし、また、それぞれの自主防災会での自主防災訓練というのもやっておられる自主防災会もございます。そういったことで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）自主防災会で対応してくださいと言われるんですけども、これもなかなか大変なことなんですよね。実際にやっぱり最低限、昨年そういうふうなことがあった箇所というのか、そういうところはパトロールをして、実際に冠水で困った方というの

はわかっておられるわけでしょうから、そういう方に町としてこういうふうな対策をとりますとかいうことは言うべきだと思うんですけどもね。実際に雨が降ってからどんどん水位が増えて土のうを積みというても、それは実際無理なことですからね。町に連絡しても、それは順番があつたり出払つたりで、なかなか来てくれないという。消防団も消防団でいろいろなところへ行っていますから、なかなか難しいんですよね。ある程度冠水地域というのはもうわかっておると思うんですよね。毎年同じようなところが冠水してくると。水路の整備とか下水を整備されておるところはいいんですけども、そうでないところはなかなか毎年毎年同じようなことの繰り返しみたいになるんですけども、場所がもちろんわかっておられるんでしょうから、やっぱりそういうところの対応というのか、そういうふうなのが事前にできるところはやってほしいんです。そうしないと、町民の人がものすごく不安になるわけなんですよ。実際どんどん水位が上がってくると。床下に水が来るようなときに、それじゃ、どうすりゃいいのかと。役場に電話しても、みんな出払っておるというのが実態なんですよ。だから、そういうことを事前に、こういうところはこういうふうになっていますというのは知らせてあげてほしいんですけども、その辺の対応というのか、その辺はどういうふうにされるのか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今のつかりやすいところとかそういうところの対応でございますけれども、先ほど申しましたように、ごく割と近いところに土のうを今は配備して、それを使っていただくというふうな周知はしております。それから、災害に応じまして、台風が予測されるようなときには事前にそういう対応もできましようけれども、いわゆるゲリラ豪雨で、あっという間につかるというふうな状況になりますと、また地域の方に自主的にご判断いただいてそういう土のうを使っていただくような方法でご協力いただくようになるかと思えます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）なかなか例えば土のうにしても地域でやってくれというても実際問題難しいわけなんですよ。だから、その辺のところを事前にいろいろな調査とか、こういうことですよというのは知らせてあげるとか、そういうふうなものも必要じゃないかと思うんですけども、なかなか、そういうふうな自主防災で対応されておるということですから、そういうところももう少ししっかりと、連絡というのか、そういうのをしてもらいたいんですけども。というても、実際にそういうふうになった場合というのは

結構慌てるというか、実際本当に連絡してもなかなか連絡がつかない、じゃ、どうしようかという場面になってくるわけなんですよね。そのときのやっぱり事前の要望というのを重ねてお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） ご承知のように、自主防災計画とか町のそういう防災対策に対して万全を期したつもりでございますが、しかしながら、今言われるように、集中豪雨のゲリラなんかは予測がつかないことが起きる。そのためにも、平素から学校区内でやっておる自主防災会とか自治会組織において消防団と結束しながら地域の要望に応えるように頑張っていきたいと思います。

○議長（久留島） 5 番、宗像議員。

○ 5 番（宗像） 5 番、宗像です。権限移譲に伴う事務分担の平準化と、道路工事の調整について、2 点ほど町長さんに質問させていただきます。

広島県では平成16年11月策定の広島県分権改革推進計画に基づいて、平成18年の事務移譲具体化プログラムに沿って、今まで県で行っていた事務が町に移譲されています。時代の流れの中、権限移譲についてはやむを得ないことではございますけれども、権限移譲等に伴い、移譲事務の多い部署とそうでない部署が偏在しているように見えます。このような中、海田町事務組織規則の大きな変更も、福祉事務所の設置に係ること以外はしばらく行われていないように思われます。海田町事務組織規則は町長の専決事項であり、町長判断で改正はできます。事務負担のバランスを考えれば、事務の負担内容の検討をする時期に来ていると思いますが、今後の方針を確認いたします。

続きまして、道路工事の調整についてでございますけれども、県道矢野海田線の西浜地区で施工しておりました瀬野川左岸排水区雨水幹線の工事が3月で完了して、浸水対策が一步前進したところでございます。また、工事の最後には傷んだ歩道や車道の舗装も行われて、今まで県道矢野海田の完成から約15年以上も経過していることもあり傷んでいた歩道もきれいになって、本当に喜んでいたところでございます。ところが、工事が完了して10日もしないうちにまた工事が始まり、舗装したばかりの歩道の一部を、わずかですか、はがしておりました。そのとき工事の手直しでも行われているのかなと思っておりましたが、実際にはそうではなく、電柱の設置が行われ、せつかくきれいになった歩道の一部が継ぎはぎになっておりました。県道矢野海田線は県管理の道路であることを考えれば、電柱の新設工事の情報を町で入手することは困難なことは私も理解で

きますけれども、何とか情報を手に入れて工事の時期の調整をすることはできたのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。以上でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、事務分担の公平化についての質問でございますが、県からの権限移譲等の事務につきましては、関連する町の担当部署に移譲し、その都度、事務組織規則の改正を行っております。また、事務量のバランスにつきましては機構改革等、組織の見直しを含めて研究してまいりたいと考えております。

続きまして、工事等の調整についての質問でございますが、ご指摘の箇所は県道であるため、本来であれば広島県において調整すべき案件ですが、町としましても今後、広島県と情報連携を密にとり、効率的な道路管理に努めていく考えでおります。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）事務負担については検討していただくということで、ぜひとも勉強していただいて。特に一部に偏在しますと町の職員に精神的な圧迫は必ず出てくるんじゃないかと思います。そうすれば住民に対する接し方も当然悪くなってくる。負担のかかったところをフォローすれば、フォローする人間にもまた負担がかかります。そういうことがないように、全体的に丁寧にやっていただくようお願いいたします。

続きまして、道路工事の調整についてでございますけれども、町工事については調整を今されているところなんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）町に関します工事につきましては年1回、道路占用者会議というのを6月に開いております。そちらで工事の調整を行っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）その中では例えば新たに工事をしてきれいな舗装なんかをした場合には、町での工事について、ある程度、だから、何年間はいじらないとか、何年間はこのままでいこうとかいう話については調整されていると理解してよろしいですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）はい、規制をかけております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）わかりました。今回は中電と県の問題だと思うんですけれども、中電につ

いては実際僕にも先日ちょっとありまして、電柱を立てるために停電させてくださいと、私の家と3軒ほどとまったんですが、それから同じく1週間もせんうちに、メーターの取りかえをするけん電気をとめますと。たまたまその1週間ぐらい前に家の電気が全部なくなったもので、全部の時計のあれを直したと思うたら、すぐとめますというので、随分怒ってされたと思うんですけれども、今、占用者会議みたいな形で調整されているということなので、その中でまたあるときに、そういうことが今後ないように県とも、それから中電なんかもきれいに調整されることをしてくださいということで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（久留島）10番、多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。本日は2点質問をいたします。

1番目、畝地区の道路について。先日、5月ですが、畝一丁目で火災があったことは記憶に新しいところでございます。幸い住民にけがはなくて、付近への延焼もなかったわけでございますが、畝地区は、ご存じのように、道路が狭く、消防車の進入が困難でありました。この地区は住宅密集地であります。そして築年数がかなりたった古い建物が多くて、大火になる可能性もありました。消防車がスムーズに入れるように旧国道からの入り口、ちょうど入り口が狭くなっておりますが、その入り口を拡幅するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、畝地区全体の道路計画はどうなっておりますでしょうか。

2番、町内道路に南北軸をとということで、中店小学校線や新開蟹原線など、町の南方面では幹線が整備されております。ただ、大正町や昭和町は全く変わっておりません。どちらも朝夕のラッシュ時には車、自転車、通行人が混在し、大変危険な状況でございます。町内を北から南へ、いわゆる旧町内から、北から南方向へ向かうとすると、国道31号線か、その大正町、昭和町の道路、それから日下橋ぐらいしかございません。特に大正町については以前より議会の一般質問で取り上げられておりましたが、その後何か検討はされたのでしょうか。

中店小学校線の昭和町部分についての今後の見通しはいかがのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問に答弁いたします。

まず、畝地区の道路についての質問でございますが、1点目の入り口部分の拡幅については、地元住民からの要望があれば、今後検討してまいりたいと考えております。

2点目の地区全体の道路計画につきましては、当該地区の権利関係が複雑で、地権者との意見集約が困難なため、立案するまでには至っておりません。

続きまして、町内道路の南北整備についての質問でございますが、1点目の大正町地区における道路計画につきましては、ご指摘の道路が県道であるため、町では具体的な検討はしておりません。また、ご指摘の道路を整備していくためには高額な事業費や地元合意などが必要になることから、現段階では難しい状況であると聞いております。

2点目の昭和町地区の道路計画につきましては、都市計画道路山の手線として都市計画決定されておりますが、施工時期は未定でございます。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）では、再質問をいたします。地元からの要望があればということでございますが、この前の火事的时候、ちょうどたまたま私も通りかかったんですが、風がちょうど南向きに吹いておりまして、上部への延焼が食い止められたというか、延焼はしなかったということなんです、非常に道路が狭い上に住宅が密集しておりますので、もし風が上に向いて、北に向いて吹いていたらもっと延焼していたと思います。消防車が入る際にこちらから、北からバックするような形になって、ちょうど角が入りにくい状況になっております。それで入れなかったという、バックで入ったとかいうふうに聞きましたので、あそこをちょっと隅切りをしたらどうかなというふうに私は感じて、地元の人も、火災があった次の日に地元の人と話をしたときに、あそこが広がれば消防車をもっとスムーズに入れたのにとという話を聞いたので、今日質問させていただいたわけなんです。今後そういうことで、地元の要望があればということなんです、多分あると思うんです。具体的に隅切りをするとかいう計画はないですか、お考えは。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）多田議員ご承知のように、これは60年前、終戦前からできた、当時11空廠というところの社宅としてあの地区ができた経緯を我々も聞いておるわけでございますが、それ以後いろんな変換があつて今日まで全然、道路の拡幅の問題も用地の整備の問題も、今ご答弁しましたように、いろいろ水路の問題とか土地の問題で、不明瞭なのがあつても、そういう協議の場になかなか着かれんというふうに我々は聞いております。しかし、やっぱり地元で皆さん方がお住まいのところでそういう要望があれば検討の余地はあるというふうに考えております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）では、そういう要望があればということで。地元の住民ともお話しさせていただいて、入り口だけでも広げると多少、あの上はかなり広いので、ちょうど旧国道からの入り口が一番ネックになっていると思うんです。あそこを、左が駐車場になっていますので、少し広げるということを検討いただいたらと思います。

次に、大正町、昭和町なんですが、私が記憶しておるのは、千柄議員がご存命のときに何回か質問されたのを記憶しております。確かあそこは県道でございますので、なかなか県が進まない町としてどうこういうことはできんとは思うんですが、県道を町道に移管していただいて町で整備するという考えはないですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現在のところはございません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）県は、じゃけん、全く計画としてもないということですかね。あそこは県として広げるという計画はないんですかね。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）県にも事前にいろいろお話を聞いたんですが、やはりやっていく上ではまず地元からの要望、地元の合意、そういったものがどうしても必要になるということで、現段階では改良の予定はないというぐあいに聞いております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）大正町もそうですし、昭和町もそうです。それで、第4次総合計画を今からつくられるわけですが、海田町の旧町内と、新町内と言うたらおかしいですが、国道より向こう側の町内を結ぶ南北軸をどれかに設定して南北にスムーズに行けるような形、そういう形は考えておられますか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）それに該当する道路としましては山の手線が該当するということになると思います。ただ、現在の予定では連立の方が優先されておりますので、この事業につきましても、その完成を待って平成34年以降に検討されるということで聞いております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）34年。山の手線が中店小学校線とつながって広い道路が小学校の方へ向いて行くという計画は私も知っています。ただ、先ほど言われたように、平成34年以降

ですよね。高架が完成してからになります。それでは今の状況がずっと続くということになります。町長さんが言われる、駅の南口に庁舎を持っていかれるということでも、町の南側の住民の方が、今でもそうですけれども、庁舎に行かれる場合に、昭和町の西か日下橋しかないわけですよね、今は。もうちょっと早い目に、昭和町だけでも。昭和町を拓けても中店橋が狭いのでどうかと思うんですけれども、昭和町の道路を少しずつでも拓けていくというお考えはないですか。私が言いたいのは、第4次総合計画の中にこの南北軸というのを入れていただけるかどうか。そこで、大正町は県道だから難しいとしても、昭和町の道路をその中に入れていただけるかどうかということを私は言いたいわけでありますが、そこはどうでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この道路の問題については、山の手線という、県が示した都市計画決定の道路がございます。それが船越からずっと、山の手線ですから、今の岩瀧神社のところを通って、こちらへおりてきて、今の中店橋に入るという計画は何十年前に計画があって、我々も、これは大変じゃ、早くできるんかということで、当時議会でそういう議論もしたきりであります。今、県が全然その計画が、今答弁しましたように、消えてしまっているんです。もちろん船越も、あの峠で府中のところからずっととまっていますので、恐らくその計画どおり都市計画決定をしてもかなりの日数とまた時間と金がかかりますので、なかなか今のところは見通しが立たないというふうに思っております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）そうなんです、そこで、第4次総合計画の中に南北軸というのを入れていただきたいと思いますと思うんですが、そこをお聞きしたいと思うんですが。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今の県の状況からいきましても、町だけでやってもなかなかできる問題ではございませんので、入れる計画はありません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）あともう一つ、大正町で私は何件かお聞きしたんですが、道路拡幅というのは、これは非常に難しいだろうと地元の方も言われております。ただ、歩道だけでもね。今確かにラインが引いてありますよね、歩道の。ただ、ラインが引いてあるんだけれども、実際あってないようなもので、今、車が通るとほとんど歩道として役に立っておりませんので、少し拓がっているところも何か所かありますが、そういうところに

町の費用で1メートルぐらいの歩道を整備するということは可能なんですか。それとも、これは県道だからできないんでしょうか。そこら辺はいかがですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）車の待避所的にという考えであれば、ポケット的にそういうことも考えられるかと思いますが、歩道で一部分だけ待避所みたいな形でというのはちょっと難しいところがあるかと思います。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は10時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。3項目数点について質問いたします。

まず1点、新庁舎建設について。JR山陽線の高架事業に伴い、現庁舎は立ち退く必要があるため、議会として平成19年9月7日、庁舎建設特別委員会をスタートさせました。新庁舎建設候補地について検討を重ねてまいりました。しかし、現在、議論は平行線のままでございます。そこで、次の点について問うものでございます。

1、庁舎建設特別委員会がスタートして、7候補地から候補地を絞る検討の中で、合同庁舎は県が売却しないということで、候補地ではなくなりました。しかし、先般5月25日の特別委員会の答弁では、町が必要であれば売却をするということであったということがご報告にありました。町として県の方針をどのようにお考えになりますでしょうか。

2、平成21年12月9日、役場庁舎移転・建設地に関する決議で町営プール跡地を新庁舎建設地と決定し、早急に事務手続きを進めるよう強く求め、議員の過半数で決議いたしました。これにより、海田市駅南口を建設地とするためには予算執行が大変厳しいと考えますが、このことについてどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

3、南口区画整理事業後に新庁舎を建設するということは保留床を取得するということと判断いたしますが、財源の厳しい中で選択している理由は何でしょうか。

次に、海田町次世代育成支援行動計画について質問いたします。平成16年度に次世代育成支援対策推進法に基づく海田町次世代育成支援行動計画すこやかひまわりっ子プラ

ンを策定し、子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくりを総合的、計画的に推進されてこられました。しかし、現在、景気状況の悪化に伴う社会不安や高度情報社会の進展、家庭における子育て機能低下への懸念など、子どもを取り巻く社会状況の大きな変化への対応も必要なことから、このたび、これまでの子育て支援施策への取り組みを踏まえ、海田町次世代育成支援行動計画すこやかひまわりっ子プラン前期計画を見直し、今後5年間の計画的な取り組みをさらに推進していくため、海田町次世代育成支援行動計画すこやかひまわりっ子プラン行動計画が策定されました。そこで、具体的にお伺いいたします。

1、計画の評価指標、目標事業量を示されておりますが、最終年度である平成26年度の目標値で事業量の増加は、夜間保育事業の現在0カ所から4カ所に、放課後児童クラブを現在4カ所を5カ所に、病後児保育も0カ所を1カ所とする目標値が示されておりますけれども、この年次計画はどのようになされるお考えでしょうか。

2、各小学校の3年生で放課後児童クラブの申し込み数と実数はどのようになっているのでしょうか。

3、放課後子ども教室実施、認定こども園設置におきましては検討とされておりますけれども、この行動計画の5年間でどのように検討なされるお考えでしょうか。

4、この計画はおおむね18歳未満のすべての子どもとその保護者、それにかかわる地域、企業、行政を対象とされて計画が策定されましたけれども、12歳から18歳を対象として、居場所づくりはどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

次に、大きく教育問題について質問いたします。義務教育は児童・生徒一人ひとりの個性と能力を育て、次代を担う資質と判断力を備えた人間形成を図るという重要な役割を担っております。また、児童・生徒の健康と安全、また幸福、幸せ感を達成するために意欲を持って学び合える教育環境、教育条件の整備・充実を図るのは我々の責務であります。そのことについて質問いたします。

1、通学区変更についてでございます。この問題は大変難しい問題ではございますが、海田町の住環境の変化がある中で、実施までは数年はかかると思いますが、調査・研究を始め、通学区域審議会を置く時期の検討に入る時期に来ていると思いますが、どうお考えになりますでしょうか。

2、教職員の学校施設目的外駐車について、1、各小・中学校における教員数と登録数はどのようになっていますでしょうか。

次に、海田町において町立学校における自家用車の公務使用に関する取扱要領を制定するお考えはないでしょうか。

次、近年、小・中学校において問題行動が表面化しておりますが、1、教育委員会として町の教育のあり方をどのようにお考えになっているのでしょうか。

次に、各小・中学校の学校要覧についてはどのように教育委員会として認識されているのでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1点目、2点目については私から、3点目につきましては教育委員会から答弁いたします。

まず、新庁舎建設についての質問でございますが、1点目については、第7回庁舎建設特別委員会において、海田分庁舎用地の売却の可能性について問い合わせたところ、要望があったため、広島県に確認したものでございます。なお、現在、町執行部といたしましては3候補地を提案し、審議をいただいているところですが、海田分庁舎の用地購入についての検討は行っておりません。

2点目については、現在まで移転候補地が決定していない状況から、基本計画策定業務の発注を見合わせているところです。しかし、私としては海田市駅南口東街区を候補地とすることが最適であると判断したものでございます。今もその考えに変わりはありません。引き続き、議員の皆様のご理解とご協力を得られるよう努力してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、現在町執行部が示している構想案は、民間の共同建物の床を購入して新庁舎を整備するというものでございます。しかし、事業手法や土地の所有形態等については、移転候補地が決まった後、地権者や事業主体等と具体的な協議を行いながら、本町にとってリスクのない方法を採用していきたいと考えております。

続きまして、海田町次世代育成支援行動計画についての質問でございますが、1点目については、この計画は5年間の目標を示したものであり、年次計画を定め、これを実施することとはしておりませんが、年度末には所管する部署に対して取り組み状況を調査していきたいと考えております。

2点目につきましては、小学3年生の児童クラブの状況ですが、海田児童クラブ申込者22人、受入者22人、海田東児童クラブ申込者9人、受入者9人、海田西児童クラブ申込者10人、受入者10人、海田南児童クラブ申込者20人、受入者10人の状況でございます。

3点目の放課後子ども教室についてでございますが、実施に当たっては多くの地域のボランティアの方々の協力が必要となります。人材の発掘から取りかかる必要があると考えております。当面、公民館、児童館、ひまわりプラザなどを居場所として活用し、体育協会などスポーツ関係団体や社会教育団体の子ども関連事業の取り組みについて検討していきます。

4点目の12歳から18歳までの子の居場所づくりでございますが、公民館などの社会教育施設を中心に事業の取り組みについて検討したいと思っております。

それでは、3点目につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）教育問題についての質問に答弁いたします。

1点目の今年度の各校の学級数につきましては、小学校においては、最も小規模な海田西小学校が8学級、最も大規模な海田南小学校が22学級、中学校においては、海田西中学校が8学級、海田中学校が16学級と、学校の規模は確かに違いがございます。規模の違いがあるものの、それぞれの学校において特色ある教育活動を展開していると考えていますし、通学区域に関する問題は現状では生じていないものと考えております。しかし、議員ご指摘の通学区域審議会については今後、人口動向を見ながら時期等について研究していきたいと考えております。

2点目の各校の教職員は、国の法律と県の配当基準に基づき、学級数に応じた人員が配置されます。また、特別な事業を受けることでの加配措置が別途措置されることもあり、これらの数を合わせた数が各校の教職員定数となります。各校の教職員定数は、海田小学校が23名、海田東小学校が27名、海田西小学校が14名、海田南小学校が30名、海田中学校が30名、海田西中学校が17名でございます。これら県費負担教職員のほとんどは自家用車で通勤しておりますが、県の定める自家用車の公務使用に関する取扱要領に従い、職員は各自が自家用車を公務使用登録して届けを出しております。出張などに使用しても支障のないようにしております。今年度、公用車登録をしている教職員数は、海田小学校が23名、海田東小学校が24名、海田西小学校が10名、海田南小学校が29名、海田中学校が29名、海田西中学校が17名でございます。

3点目の町の教育のあり方については、教育委員会の基本方針でございます、知・徳・体のバランスのとれた取り組みを通して子どもの豊かな心を育てるを実現するため、本

年度の重点施策に生徒指導の充実を上げております。海田中学校と校区の3小学校は県の不登校対策実践指定校として、また、昨年度から海田中学校は県の不登校対策重点校に指定されております。さらに、海田中学校は県の警察スクールサポーター派遣校でもありますので、こういった県の事業を通した取り組みを全校で強化することで問題行動の減少を図っていく所存でございます。また、町といたしましても、青少年指導員を委嘱し、町内の全小・中学校に派遣したり、適応指導教室を設置し、指導員が教育相談に応じるなど、問題行動や不登校につながる課題に対し、きめ細かく対応しております。学校にとって安全・安心を確保することはまさに教育活動の土台であります。議員のおっしゃる問題行動の減少は、安全で安心のできる落ちついた学校の実現に欠かせないものと考えております。私どもといたしましてもさらなる指導の徹底を図ってまいりますので、今後ともご支援のほどをよろしくお願いいたします。

次に、各学校が作成しております学校要覧ですが、備えつけ表簿としての法的な定めはございませんが、近年強く求められる開かれた学校に向けて、学校沿革、子ども数、学級数、職員名、さらには学校の経営方針などをコンパクトにまとめ、外部の来訪者に対する説明をする際や、学校運営の状況を理解していただくための資料でございます。先日5月25日に実施しました教育委員会会議の場で、全小・中学校校長に本年度の学校経営状況を説明させましたが、その際、学校要覧をもとに説明しております。説明資料として大変重要なものと考えておりますので、私から、他校の様式を参考にし、よりコンパクトに、わかりやすい要覧とするよう指導したところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）再質問いたします。まず、庁舎建設の件ですけれども、初めの7候補地から3候補地に絞るときに、合同庁舎は県が売却しないということで、やむなく候補地から外したという経緯がございまして、町民の皆様の中からはまだいまだもって、どちらがよろしいですかとお聞きしますと、合同庁舎がいいという答えは結構返ってきております。先ほどの町長の答弁では、行っていないという答弁でしたけれども、今後そこを検討するということを考えていらっしゃるのか。もう3候補地なのだから、そこは町長がおっしゃっている駅前以外にはないという判断で、合同庁舎はもう絶対ないというご判断なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）絶対ないということじゃなしに、今その候補地を選定するときの基準とし

て3候補地を選考して皆さん方にお示ししたわけでございまして、当時と状況が変わったということは我々もこういう形で承知しています。先般、県知事が来られたときにもその話は全然なかったわけでございます。そういうことを含めて、どういう形で県がそういう形になったということを改めてトップ会談と申しますか、関係部署を含めて話を聞きに行ってみたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）2番目に質問いたしましたけれども、決議で過半数の現議員がプールの跡地ということであるならば、もう今年度もどこを、プール跡地以外であれば、現在のところではもう予算が執行できないというところに来ておりますけれども、そのことについてはどのように判断なさっていますでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは特別委員会でも再三申し上げたとおり、町のシンボリックなものも含めて、候補地の中で町の活性化、先ほども議会でも出ております商工会の活性化のまちの発展のためにも、私は一貫して駅前に候補地を絞っていきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、3カ所目の駅前ですけども、先ほど町長は床を買うとおっしゃいましたけれども、これは保留床を買うことなんです。床というのは何でもございまして、この区画整理事業を税金を導入して整備した上に、そのままでは庁舎は厳しい。ですから、民間が開発する床、残った床、地権者の方が持っていращやる床以外を、その事業を円滑にするために保留床という床があって、そこを庁舎に買って駅前という今の計画しか、区画整理事業で駅前に持っていくとしたらこの方法しかないんじゃないかなと思いますけれども、今日も新聞に、広島駅北口再開発で広島市が若草町地区再開発事業で、結局初めに約束していたホテルが撤退して、広島市が40億を無利子で融資してここを成り立たせるという、ほかの銀行と一緒に会をつくってその運営をしていくという。これも途中でどこかが抜けると、そこに残った民間企業がまた何かを負担していかないといけない。そういたしますと、この保留床を取得して駅前に庁舎を持っていくということは、今の世の中の経済動向から見ますと本当に厳しい。何が起こるかわからない状況の中でこういった、広島市はちょっと手法は違いますけれども、広島市が40億を無利子で貸さないと駅前開発が進んでいかない状況に陥ったということは、海田町ももし保留床を取得して、その後、民間業者が何かあったときには海田町はまたペ

ナルティー、何か町民に負担を強いられないといけないこともあり得る候補地だと私は判断するんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かによその町とか市の開発もいろいろ千差万別でございまして、その地域によって随分方法もやり方も変わってくるというふうに、私もよくそういう先進地の視察もしてやっております。しかしながら、千葉物流さんは以前から町の公共に対しては協力するというのをいただいています。そういうことを含めて私は今回、ご承知のように、再三この特別委員会でも申し上げておりますように、駅前開発の5.8ヘクタールの開発は長年かかって多大な町の税金を使って、結果的にはああいう状態になっていきますので、その状況を考えて2ヘクタールに変更して、その中で開発行為をあわせて町の今後の発展を期してやっていくということでそういう形をとらせていただきたいと思います。しております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）町長のおっしゃることは理解できるんですけれども、千葉倉庫さん、JRさんに協力していただいたとしても、その方は権利床を取得されるだけなんです。それだけではそこが全部埋まるわけではございませんので、駅前を開発するためには保留床という、その事業を円滑にするためには保留床をだれかが買ってその目的を達成するしかないんですね。その保留床を町が買って庁舎を建設したときに、幾ら千葉倉庫さんが協力いたします、JRさんが協力しますとおっしゃいまして、それは自分自身の権利床を確保されることだけなんです。今、区画整理事業はいいですよ、権利床も自分たちがちゃんとしますよと。それ以外に残った保留床を、そこを町で買ってちゃんとしてくださいと。その後は、今の構造ですと、上はマンションで、皆さんに買っていただいてというのがありますが、それが必ずしも今の状況でいくと安心・安全だと言えないので、この保留床を取得しての庁舎建設は大変厳しいのではないのでしょうかと。ですから、千葉倉庫さんが協力なさるのはいいんです。権利床を取得されますので。その権利床をどういうふうにご利用されるかは、それは千葉倉庫さんのお考え、JRさんのお考えで権利床は自分でちゃんとそこはされると思うんです。その後に残った保留床を町が買うわけですから、その保留床を買って、その後にそこがちゃんといかない場合は今の若草区画整理事業のときのようにまた町が追加の何らかの支援策を講じないといけないことが起こり得る可能性があるんで、こんな危ない可能性がある場所に庁舎建設は厳

しいのではないのでしょうかと問うているんですが。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）人にはそれぞれ考え方がありますが、地域は地域によつての考え方もございますが、私が今申しております海田町の条件的な立地条件も含めて、各地で先輩とかそういう状況の方に問い合わせているような情報を収集しております。その中で、今ご指摘のことがあるんですが、とにかくこういう形で設計もさせていただかんうちからしていただければ、またそれによつてのクレームなり問題があると思いますが、物事はやはりやるつもりでやらないと、ただ先がどうなるか、汽車に乗っても事故があつたらどうしようかというようなことじゃ前に進みませんので、ぜひひとつやらせてみてください。それによつてまた皆さん方の判断を仰いで町民に示して、そして本当にこれでいいのかということになるまでやってみたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）基本的に、先ほども質問させていただきましたけれども、区画整理事業そのものが国の税金、皆様の税金で更地にして再開発をしようという事業でございます。本来ならば、その上に公共施設、歩道とかは別問題なんです。ましてや庁舎を建設するということは法的には、あまりこういうことをするところがないものですから、それは法的には何も書いていないから、違法はないかもしれませんが、道義的にはこれは大変問題がある事業なんです。区画整理事業の上に庁舎を建設すること自体問題のある建設事業であるということをもっと勉強していただきたいと思います。その上で、それも確かに法律にはないですから、法的には違法ではございません。先ほど申しました、やらせてみてくださいということですが、地権者の方は権利床を取得されます。だから、あそこの面積全部が50億といたします。50億で、10億か20億が権利床で、その地権者がそこはとられます。あと事業をしようとする30億は保留床で、だれかが買って事業を助けるんです、その開発のために。その保留床を町が建設しますと、何かあつたときにはずっと責任問題、町民の税金をそこにまた導入していかないといけないという危険性がある、2つの問題があるので、駅前区画整理事業の後に建つ庁舎建設は幾ら町長があそこが活性化……。活性化にはふさわしくないという、プールの跡地は土日は閉まって、5時以降は閉まるので、何も活性化にはならないという意見がたくさん出ておりましたけれども、もっと民間活用で、有料建物の補助金は出したとしても、民間で活力ある駅前をしていただく方が海田の町民の皆様にとっては負担がないと判断いたしま

すが、その点はいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）議員の皆さんにも先進地視察、例えば庁舎の特別委員会でも行っていただいております。私も京都の太秦の南区の区民センターとか、神戸の灘区の区役所の問題も研究・視察をしております。以前からそういうものに関心を持って国とか県とかといろんな形で研究させていただいております。その中で、役所ですから、法律に則ってやるのが前提でございまして、そういうふうな違法行為でできるような問題ではございません。そういう心配は、十分に皆さんとスタッフが一同で協議して研究して、お示しできるものは確信を持っております。そのために、今ご心配を随分いただいておりますが、やはり思い切ってやらなかったら、今回を逃したらなかなかそういう機会がないということの判断で駅前に行ってやっております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）では、駅前で区画整理事業の後に庁舎が建設された地を視察・研修をなさいましたでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）はい。それぞれ地区によって研修をしております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）いや、そうではございませんで、たくさん視察なさったのは十分承知しておりますけれども、駅前の区画整理事業をした後の土地に庁舎建設が建った場所を視察なさいましたでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）それぞれ手法とかやり方につきましては、どこの他の県にしましても広島市にしましても、国の指導とか補助をいただく最大限の力を持ってやらなくちゃいけないというのは考えておりますので、それぞれの地区によって随分形も違う、やり方も違ってありますが、そういう関係は含めて行政のいろんな、国土交通省との勉強に行っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に行きます。海田町次世代育成支援行動計画についてでございますけれども、1の各事業の年次計画、検討はどのようにされていますでしょうかという問いに対しまして、5年間ですから、状況、状況によって判断するということでございませ

たけれども、一応社会増減は別といたしましても、人口動向、出生者数、社会の動向です。ね、若いお母様方がすぐ産後お勤めに出られる比率が年々増えている、こういう実績があれば、目標値を掲げられたことに対して立てられるのではないかと判断いたしますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）この計画につきましては、将来見込まれる需要をも見越して数値目標の計画の中に盛り込んでおります。と申しますのは、国の補助制度におきましては、この計画にない事項については補助の採択は非常に難しいということもございますから、5年間の中で実際に整備に至らない事項においても計画に盛り込む必要があるため、これを計画化したものでございます。そのために、年次計画までは定めていないということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）しかし、今回の5年間の目標値ですね。この目標値はもう中国新聞に、今のような説明書きはなくて、5年後には夜間保育は4カ所、児童クラブは1カ所増、病後保育も1カ所という、公表されたわけですね。そういう根拠のないものを、じゃ、新聞報道で町民の皆様はこの5年間でこういう計画がありますよと。もう町民の皆様は、夜間保育ももうしてもらえるんだと。児童クラブも、今、南小学校は充足しております。その南小学校にも児童クラブをつくってもらえる。また、病後保育もしてもらえるという、もう町民の皆様は期待されていらっしゃるんですね。それにもかかわらず今の答弁でよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）あくまでもこの5年間で町として実施していきたいという目標を定めたものとしてとらえております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、やはり報道関係にもそういった文言をちゃんと入れられた報道をされないと問題が起こると思います。具体的に、じゃ、夜間保育事業でございすけれども、現在は1カ所も実施されておられませんけれども、5年間で4カ所を目標にされていると。じゃ、現在、この目標にされたということは、4保育所で何らかの保護者の方のデータを集積されたと思うんですけれども、その点の結果はどうだったでしょう。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）夜間保育事業につきましては直接的に今需要があるわけではございません。夜間保育事業と申しますのは夜10時までの保育でございますが、そこらあたりで要望が出ておるわけではございませんが、将来、就労状況の多様化が見込まれますので、夜間保育事業も将来的には必要になるだろうということの中で計画の中に盛り込んだものでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと、毎年1度ぐらい保護者の方にアンケートでも要望でも、こういう事業の展開はどうでしょうかという問いかけが必要になってくるのではないかと思いますけれども、その辺についてのお考えはどのように考えられていますでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）各保護者にアンケートまでは実施する気はございませんが、保育所の入所申し込みの際にそうした要望等も今後は出てくる可能性もございますので、そこらあたりで把握してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そのときに何名ぐらいの要望があれば、まず1カ所、夜間保育を実施されるお考えでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まだ具体的に何名あればということではございませんで、4カ所と申しますのは、一応公立の中で要望があれば、必要に応じてそれを実施していくということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）じゃ、本当にこれは基本計画でなく行動計画なんですけど、今のご答弁を聞いていますと、基本計画かなと思うぐらい何か……。じゃ、住民の皆様で期待されている方は大変だと思います。

次に、放課後児童クラブの件ですけれども、この5年間で1カ所増設していくという目標値を掲げられておりますけれども、先ほど小学校3年生で、申請数と実際児童クラブに入られた人数をお聞きしますと、南小が10名入れなかったという結果。今から人口動向を見ますと、それほど小学校のクラス数が増えていくという方向ではございません

けれども、この10人というのは対策をされないといけないと思うんですが、そのときに、今、国が推進しております放課後子ども教室、それと一緒にあった施設といいますか、ただ、南小学校は空き教室があまりないものですから、大変厳しいとは思いますが、でも、思い切って、この後数年、南小の小学校数は増えますけれども、そこから随分下降をたどるような傾向に、社会増減は別として、今の現時点での人口動向を見てみますと、数年後から南小学校は児童数が少なくなっていくんですけれども、そういたしますと、児童クラブを増設するという考えもありますけど、このとき思い切って放課後児童クラブと併設したような形で、そこで預かるような計画はお考えにはならないでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、放課後児童クラブについては、町長からも答弁いたしましたように、いろいろな社会的な資源を活用しながら取り組んでいくということでございまして、南小につきましては結果的に10人の入会ができなかった児童が出てまいりましたけれども、この方の大半については、保護者が家庭におられたり、就労時間も非常に短い方で、たちまちは、お断りをしましたが、緊急度としては今年については非常に低い方たちでございました。ただ、今後こうした状況が続くようであれば、児童クラブについては何らかの対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）民主党政権になりまして、これはもとの政権から持続の施策でございすけれども、放課後子ども教室、現在では、平成20年度ですけれども、21年4月には8,719カ所ですけれども、やはりこの目標値を掲げられておりまして、平成24年、再来年までには放課後子どもプランなどの取り組みが全国の小学校区で実施されるように促進していきますという、目標値の中に入れられております。やはりこの問題は、今、子どもたちは、私が学校に行かせていただいておりますも、運動場で元気に遊んでいる子どもたちの笑顔が一番生き生きとして、それが学ぶ活力になっていっていると思うんです。お家に帰ってテレビとかゲームとかをするのではなく、放課後も安心して学校で、今、地域の青少年育成会議とか、退職、リタイアされた方とかの応援もいただきながら学校内で補習、勉強を教えていただきながらとか、そういう目的もあるわけですから、これは国の方針でいきますと、もう先ほどのような答弁では時代におくれていくと思うんです。これも数年前に私が質問いたしましたときには、いや、これはまだ検討課題ですと

いうことでしたけれども、もう国の施策で、平成24年には全小学校区で実施を促進となっておりまして、やはり海田町も真剣にこの問題にも取り組まないといけないときが来ていると思うんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）先ほど答弁の中にもお答えさせていただいたように、実施に当たりましては地域のボランティアの方々の協力が必ず必要になってくるというのはご存じだろうと思います。今、かつてやっておりました地域子ども教室については休眠状態でございますので、各学校でやるということになしに、今考えておるのは、公民館等を利用した、地域子ども教室の少し発展したものというふうに今考えておりますので、いま一度時間をいただいて検討させていただければと思っております。以上です。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、認定こども園の件ですけれども、現実、海田町は保育所事業に対して、子育て支援に対してはすごく力を入れていらっしゃるのが現状ですけれども、それにもかかわらずゼロ歳児から3歳未満の乳幼児の方はやはり待機されている方が随分いらっしゃるのが現状です。いろいろ調べさせていただきましたら、結局お産で育児休業を取得し、職場に復帰することがわかっている場合は、もう予約をしていたら、その数カ月間は空きがあって、その方が産休明けの6月から、9月から、10月から復帰ができると。そういう形の中で今、待機が海田町でも随分発生しております。その中において今、国は行政で保育事業をするのではなくて民間活用をしてこども園をという提案が数年前から随分出てきておりまして、これは現在全国で随分進んできております。現実このこども園になりましたら、ゼロ歳児から3歳未満、年長さん、また児童クラブに適応する小学校3年生までが預かれる幅広い施策が展開できるこども園という施設整備でございますけれども、これは先ほどお聞きしますと、国の補助が2分の1で、町補助が4分の1で、設置者が4分の1ということでございますけれども、現在、海田町に幼稚園が数校あるわけですけれども、その1校でも改めてこの認定こども園にしていただけるような働きかけをなさるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）この認定こども園につきましては、昨年の12月の末ごろでございましたが、町内の幼稚園から認定こども園に移行したいというお話はいただきました。ただ、その際に、実は今年の6月からもう工事をしたいというお話でございましたけれども、

具体的な定員数、施設工事の設計等々は全然なされておりましたので、町の保育の入所状況の説明をした中で、お話をした幼稚園については今後も検討したいということがございましたので、町の補助もごきますから、そこらあたりのお話が引き続いてあれば、それを継続しながら私どもも対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）いや、先方からの要望があればではなくて、今現実、海田町の出生数も、データを見てみますと、平成17年、19年、20年、21年、伸びているわけですね。よその県よりも海田町は伸びているわけです。この平成19年、20年、21年に生まれた子どもさんたちが伸びるということは、先ほど社会状況から見まして、ゼロ歳から3歳未満の保育の充足は今以上に起こると判断いたします。そういたしますと、今でも定員数よりも多く受け入れながらも待機児童が出ているわけですので、こちらから積極的に働きかけ、また行政でお手伝いできることはお手伝いをされて、今からやはり何でも行政がやるというのではなく、初めの初期投資は国・町がするわけですけど、それ以降の運営はその園がされるわけですので、将来のことを思えば、この今せつかく手を挙げてこられた幼稚園に対してもっと積極的に働きかけて、実現するように働きかけるのは私は当然だと思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、幼稚園の経営的な状況もありますし、幼稚園自体の今後の計画ということもごきます。ただ、現状の待機児童の解消に向けてはそうしたことも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、18歳未満のすべての子どもと保護者の方、12歳から18歳の居場所づくりはどのようにお考えになっておりますでしょうかという質問に対しまして、公民館とか云々を考えているという答弁でしたけれども、私は、これは子育て支援の方ですけど、次世代ですけど、実質は生涯学習の方にも移行している質問になっているのではないかと思います。今、海田中の昨年度の盗難、今年度のガラスを割るという、また、新聞紙上には出ないけれども、小学校高学年、中学校に至っては万引きとか云々とか、たくさん問題行動を起こす子どもたち、児童がおります。これはすべて保護者が悪い、その子が悪いというのではなくて、やはりこの子たちにとっても学校が安心・安全の場所ではなく、また家も安心・安全の場所ではない、自分に注目を浴びたい、要は大人に

自分を見てほしい、自分にかかわってほしいというシグナルだと私は判断しているんです。そういたしますと、今、国の施策も少しずつこの問題も取り上げるようになってきております。そこで、現在は海田町の公民館、東公民館で土曜日・日曜日を開放している事業があります。もう一つ大事なことは、図書館の隣にあるのは青少年センターです。この青少年センターというのは、今利用されている以外にもっと、こういった12歳から18歳までの子どもたちが本来はそこを活用してという目的が第1だと私は判断するんですけど、現実にはちょっと違う方向性でも利用なさっておりますけれども、その辺も本来の目的に変更して、本当に子どもたちの成長を願うボランティアの方、どんなことでも聞いてもらえるという大人を配置すれば、子どもたちは本当に将来の道筋ができるのではないかと私は判断しているんですけれども、その辺についての使用方法について、また活用についてお考えにはならないでしょうか。今の適応教室だけでは無理だと私は思っておりますので。

○議長（久留島）教育委員会参事。

○参事（木原）図書館の隣の青少年センターの位置づけですけれども、実は図書館自体がかなり利用率が高く、今後、図書館の児童関係の閲覧室に模様がえをしたいという計画もございますので、やはり今の中高生の居場所づくりは他の方法で検討したいというふうに考えています。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）早急に。これはすごい問題。せっかく日本の今からの働く人口といえますか、私たちを支えてくれる大事な子どもたちが道筋をつけてちゃんと生きていけるのか、横道にそれて、今テレビ報道で若者の犯罪が多く、今日も何か19歳の人タクシー強盗をしてというのがありましたけれども、やはり行政、私たちが、この中にもありましたけれども、今はもう父親、母親だけでは教育力が低下しているというのは、だから、家が悪いと言ったって仕方がないわけですので、日本の将来を思ったときには一番、すこやかひまわりっ子プランの施策の方向性の中にちゃんとあるんですね。思春期の保健対策の強化と健康教育の推進。ですから、まだまだ素直な年代ですので、大人の対し方によりましたら立派な大人になる可能性というのは秘めているわけですね。ですから、青少年センターが、今、図書館も大事ですので、そちらに変更なさるお考えがあるのであれば、既存の施設だけではもう利用は不可能だと思いますけれども、今後検討いただきまして、この問題を本当に真摯に、将来の日本、将来の海田町を思って真剣に施策展

開を広げていっていただきたいと思いますけど、その決意はどのようなでしょう。

○議長（久留島）教育委員会参事。

○参事（木原）特に12歳から18歳までの思春期の子どもたちの教育については今後の大きな課題というふうにはとらえて念頭に置いて計画的に教育をしていきたいと思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に、学校問題についてでございますけれども、通学区変更。難しいけれども、調査を始めて、審議会を開く時期は検討してまいりたいと思いますという答弁でございましたけれども、私が議員になってから会議録を精査させていただきますと、町長は平成6年から平成13年に5回、通学路の変更を一般質問されてちゃんと、初めは東広バイパスができたことによって通学が危ないので通学区を変更すべきではないかという平成6年の質問に始まり、最後の平成13年12月には、西小・西中は適正規模ではないので、やはり通学区を変更すべきでないかという一般質問をなさっております。このときに、5回目のときに当時の教育長が、学校の適正規模は300名前後だという答弁をなさっているんです。そういたしますと、現在の海田小学校も1クラスですし、海田中学校も150人ぐらいで、とんでもない、適正規模からしますと外れているわけでございます。先ほど教育長は、小規模には小規模のいいところがあるのでというご答弁でしたけれども、デメリットもあるわけですね。教育には極力デメリットを省く、子どもたちの一番大事な教育環境整備に対して省くとなりますと、やはり少なくとも、前教育長がどういう思いで発言されたのかは知りませんが、学校の適正規模は多くても少なくとも300名が適正規模だとおっしゃっていますと、西小が170名ですね、全校で。西中は200名ですね、今。こういたしますと、人口推計を見ていると、西中・西小はやはり減少傾向にはあるんです。今まで教育委員会の答弁で、あの国家公務員宿舎が建つと200所帯が転入されてくるので、西中・西小はそのままでも大丈夫だという答弁でしたけれども、この問題は、現状でいくと、あそこに国家公務員宿舎が建設されるというのはちょっと厳しい問題であろうかと思います。少子化に並行いたしまして、西小も西中も現在よりも徐々に児童・生徒数は少なくなってまいります。現在の1クラス、中学校2クラスというのは、1クラスの教室の人口、学級数の中の人数は結構大きい人数になっているんですね。そういたしますと、やはりもっと真剣に人口動向を見据えていただきまして、本当に真剣に審議会を設置する時期はいつかというのを検討していただきたいと思うんですけど、その辺についてはいかがお考えでしょうか。それと、教育長は幾らの規模の

学校が適正だにご判断なさっていますでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今の通学区域審議会を含めて、学校の児童・生徒の適正ということについては、先ほど小規模であっても、または大規模であっても、どちらもメリット、デメリットがあります。私は両方とも小学校で、本当に小さな小さな学校の校長もしたことがございます。大規模の校長もしたことがございますが、いずれにしてもメリット、デメリット、両方ともございます。ただ、海田町の条件的な、地理的な条件を含めて、小学校の場合はある種最高2キロメートルというような物の考え方とか、中学校が6キロとかいうことが1つの考え方の中にあるんですが、ただ、海田町の場合はこの限られた状況の中で、山に向かっているようなところは家がそんなにたくさんございませんけれども、そういう面からいくと、学校間の間というのは意外と近い状況がございます。だから、そういうことも1つ考えていかなきゃいけないし、そして今の人口動向という部分を含めて、ある種気にしながら。今いつごろという話を、通学区域を含めての分についてはですね、いずれにしても現状のことをいまして少し研究しながら、過去の通学審議会を含めて、どういう状況であったかということも含めて精査して取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）時間がないので、早くいきます。町立学校における自家用車の公務使用に関する取扱要綱を制定するお考えはないでしょうかと問いかけましたけれども、何もあれはなかったんですが、実は府中町が取扱要領を作成しております。町自身で持っております。私は本来、学校の校庭に駐車されていること自体、通学してくるときも子どもたちが先生の車が学校の中に入るのを待って学校に登校するという場面を何度も見て、これで安心・安全なのかなとか思いながら。とか、来客が来られても駐車スペースがないとか、もっとクラス数の人数であればもう少し登録者数が少なくてもいいかなとか、いろいろ思っていたんです。自治体によってはこれを有料化にしているところもございますし、有料化を検討しているところもありまして、そのところではいろいろ日教組の反対もあってなかなかできないという報道もございますけど、府中町がなぜ取扱要領を作成しているかといいますと、町の公用車の保険の内容と、県が定めている保険の内容に差異があるんです。府中町は府中町に車をとめられるんですから、府中町の公用車の自動車保険の内容と同じにするために要領をつくっておりますと言われました。

私は県と町とを調べてみましたが、やはり海田町も公用車の保険の方が、県が登録すれば置けますよという県の保険内容と差異があったわけです。これはやっぱり府中町はすごいと私は思ったんですけれども、大事な子どもさんを乗せて移動するという公用車扱いですので、やはり町としたら責任があるわけですね。そういたしますと、府中町は町の公用車の保険内容と同じ保険内容にするために要領を制定されているんですけれども、海田町もやはり府中町と同じように海田町で要領の制定をされるべきだと考えますけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今の保険の適用範囲につきましては研究いたします。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）いや、私は思うんですけど、海田町の町立中学校・小学校に勤務されて、町の公用車の代わりに自分の自家用車を登録して校庭内に駐車できるんです。無料です。もしも子どもさんに緊急なことが発生して、子どもさんをお乗せして病院に救急で運ぶときに大事故に遭遇したときに、今の県の設置基準でいいですよと言っていたときに、それ以上の場合には、じゃ、町はここはどう責任をとられるんですか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）各学校の県費負担教職員につきましては、教育長が答弁いたしましたように、公用車の登録手続きを大半の職員がしております。ただ、保険云々につきましては、ご指摘のとおり、県費の職員の公用車の登録においては各自の自賠責保険、任意保険において適用されるということが恐らく府中町については町の方で統一を図るということで検討されたものと考えております。ただ、県の場合の公用車登録におきましては、生徒・児童の引率は緊急的なときに限ってということになっておりまして、多くは出張業務等の公務使用に充てられているというふうなことが実態でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）そういたしますと登録数が多いのではないですか。出張業務がそれほど……。そうしたら、登録していても出張するときだけに駐車するのであって、この理由の中にはそれじゃない、そちらはまだ後を書いてありますね。一番大きい目的は、緊急搬送とか、多額の金額を運用するとか、今の公務使用が認められる用務、1、非常・災害時における児童・生徒の保護、また緊急の防災もしくは復旧の業務、児童・生徒の負傷・疾病等の救急業務、児童・生徒に対する救急の補導業務。今読ませていただいたの

がメインですね。今のどこかに行くときというのはまだ全然、通常の交通機関を利用した場合にという、公務の遂行が著しく停滞し、または困難となる用務のうち次に掲げるものというところで今のとかいうのがあるんですけども、それでもし、今、教育次長がおっしゃった事例であるならば、今の登録数は、それは別個に申請書もちょうんと出すようになっておりますね、旅行に行くたびに。視察とか長期研修のとき。そうしますと、もっと登録を厳しくしないといけないと思いますけど、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）ご指摘のとおり、公用車の登録に関しましては幾つかの要件がございます。緊急的な搬送である場合であるとか、そのほか学校管理下で行われる部活動での引率であるとか。出張業務につきましては一定の公共機関よりも効率的であることが見込まれる場合に限るわけなんですけど、これらのことについては、公用車がない中で公用車を登録し、今のような幾つかの要件に該当する場合、各職員は登録手続きに基づいて公用車を運用しているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）時間ありませんので、次回に回します。終わります。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 40 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、緊急放送と消防体制ということでお尋ねいたします。1点目は、5月14日の畝における住宅火災について、消防団の招集放送がありましたが、私が火災の発生を知ってから放送まで約20分ぐらいの時間がありましたが、このおくれた理由は何かということでまずお尋ねいたします。

また、安芸消防というか、広島市消防から第2出動が発令されるほどの大火であったが、本町自治消防は第1分団の招集のみとなっております。火災現場のやじ馬整理等、消火活動の上からもこれらの人たちを火災現場から少しでも遠くに離すという意味から、

また、円滑な消火活動の点からも第2出動とか、もっと消防団員の招集をするべきではなかったかとお尋ねいたします。

火災発生から消火までの時間も相当長時間にわたっており、自治消防団員の足元明かりというか、懐中電灯か何か明かりが必要であったと思われます。団員の中には火災現場の近くの人と思われる女性の方に、奥さん、懐中電灯か何かありませんかと言って、使用目的はわかりませんが、明かりとなるものを探しておった。こういうような設備の状態はどのようになっているのか。いわゆる消防団員の非常時明かりというか、照明の設備をお尋ねいたします。

また、団員個々の間での連絡で携帯電話によって行われておりましたが、緊急を要することでもあり、トランシーバー等、特に山林火災のような場合は、その場合によっては退避命令等、現場から離れるような緊急事態も発生すると思われます。この種の機材の整備等の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、消防体制ということでお尋ねしますが、今私が言いました畝住宅火災に際し、消防車が、出入り口がわからなかったのか、コンビニ付近で右往左往しておった、ということで、消防車の地図等はどのように整備されておるのか、お尋ねいたします。何件か私の方にも、消防体制はどうなっておるのかということで問い合わせも来ておりますが、広島市消防ということで、その辺の整備について海田町が云々言うのは非常に難しいかとは思いますが、今ごろの時代ですから、カーナビゲーションというのか、通称カーナビ、このようなものも少なくとも安芸消防の全車両に対して整備する必要があるのではないか、このようなお願いもできるのではないかと、場合によってはそのような費用は本町が負担してでも、いち早く住民の安全を守る立場から整備をお願いする必要があるのではないかと思います。

それから、難聴ということを出しておりますが、これは専決の方でかなり出ておりますので、途中割愛いたしますけれども、約2カ月間この緊急放送というか、いろいろもろもろの放送が停止されております。町長の方に6件ほどの苦情が入ったということで、慌ててまた放送を再開するというふうな事態が起きております。この2カ月間の休止は何であったのか。そんなに簡単に始めたりやめたり、その場限り場当たりの行政をやるのかということでお尋ねいたしますとともに、この放送の中身といいますか、多分5月30日であったかと思いますが、6月から始めるということであったので、どういうことかなというふうに思ったんですが、訃報の放送がありました。わずかの時間をして、

ただいまの放送は誤報でしたというような放送もされております。これはどのような理由によるものかをお尋ねいたします。

次に、少子・高齢化ということで質問を出しておりますが、特に高齢化、そしてまた高齢化による独居者、あるいはまた知的障害・精神障害者の方の対応ということで、今ごろは高齢の方は特に遺言状をつくったり、あるいはまた障害者を持っておられる家庭ではいろんな方で成年後見人制度にお願いされたり、その障害を持たれる子どもの将来を見越していろいろそういう遺言状をつくったり、生活の糧を確保される家庭が随分あると聞いております。このような家庭を守る人といえますか、障害者を守る人がおられる家はいいんですけれども、知的障害者あるいは精神障害者等が1人になった場合は、あとの財産をどのように運用するのか、この辺が非常に問題があるかと思います。そこで、このような方の遺言状あるいはそれらを管理する意味から、町長の充て職としてこれを管理する条例をつくって町民の安定的、安全な生活を確保してはどうか、このように思います。新しい制度で大変かとは思いますが、全国に先駆けた施策をすべきではないかと思いますが、町長の考えを尋ねます。

続いて、新開蟹原線についてでございますが、過去、三宅議員が何回かこの件についてお尋ねしておりますが、新開蟹原線の工事が中断してから相当時間がたっております。平成20年、21年度に事業認可を延長し、さらにこのたびまた3年間の事業延長を行っております。この件は2度にわたって多額の予算、多分2億何ぼじゃなかったかと思いますが、詳しい数字は覚えておりませんが、未執行として予算が流れておりますが、この事業見通しのないものにさらに事業延長をしておるのではないか。これについて今後のこの事業の見通しといえますか、完成の見通し、あるいは地主との交渉はどのようになっておるのか、地主との見通しをお尋ねいたします。

最後に、この件は町長も過去にお尋ねでございましたが、宝くじの配分金ということで、これがどのような形で市町村に交付されておるのかどうかということ。

また、これによって町長が海外視察旅行もしておられるということでありますが、これはどのような内容なのかということをお尋ねします。以上でございます。

○議長（久留島）前田議員、先ほどの質問事項なんですが、防災放送については難聴地区調査に関する通告で、いわゆる訃報の放送再開は通告されておられませんので、回答がないと思うんですが。訃報については質問事項に入っておりませんので。

○14番（前田）じゃ、訃報ということで、できればどういふことで起きたのかという原

困ぐらしいの答弁はしてください。できんというなら、あえてそれ以上のことは聞きません。

○議長（久留島）わかりました。町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

まず、緊急防災無線についての質問でございますが、1点目については、現在の出動体制は、町が広島市消防局からの通報を受けた場合、まず町職員が火災現場へ出動し、火災状況の把握と同時に現地の消防隊と協議した上で、消防団員招集の必要が認められた場合に招集を行っております。このことから、招集等までにはある程度の時間を要しております。

2点目につきましては、日中は町内在住の団員数は少ない状況ですが、夜間は多くなりますので、夜間に発生したものにつきましては担当地区内の分団のみ招集することとしております。

3点目につきましては、夜間の火災対応で照明が必要な場合については、各消防庫に備えつけのヘッドライトや懐中電灯などの灯具を使用することとしております。

4点目につきましては、各部に1台の移動系防災行政無線を、各分団に2台の小型トランシーバーを備えております。

5点目につきましては、安芸消防署によりますと、出動する隊は現場の場所、目標物、現場付近地図等が掲載された出動指令書を持って出動し、車両のナビゲーションシステムによって現在位置と災害現場を確認しながら現場に向かいます。ご指摘の消防車については、広島市南消防署の隊と思われます。この隊が現場付近に到着した時点では既に先着した安芸消防署各隊が消火、救助活動を開始しており、先着隊の無線連絡で変化する現場の状況を把握しながら、最終停止位置の決定に必要な現場指揮者の任務についての指示を受けるとともに、先着隊との連携を考慮した進入路を確認したものでございます。

6点目につきましては、防災行政無線の改修工事における試験放送や、これまでに町民の方からいただいたご意見、町内に居住する町職員への聴き取り調査などを通じて、放送が聞こえにくい地区については把握に努めております。スピーカー周辺にお住まいの方に配慮し、今後運用していく中で各スピーカーごとの音量や方向調整をすることにより対応してまいりたいと思います。

続きまして、少子・高齢化についての質問でございますが、成年後見制度を利用する

ための条例については、ご指摘のように、少子・高齢化や核家族化の中で、意思能力の乏しい方々の支援が今後増加することが懸念されております。このため、本町では平成20年3月に海田町成年後見制度に基づく町長の申立てに関する取扱要綱、海田町成年後見制度利用支援事業実施要綱を定めております。この要綱に基づき、成年後見制度を必要とする方のうち、家族や親族がなく、制度を利用できない方については町長が申し立てを行うようにしておりますので、新たに条例を設けることは考えておりません。

続きまして、新開蟹原線についての質問でございますが、現在、最後の地権者との交渉が進展しておらず、用地買収が完了していない状況にあります。今後とも事業の必要性をご理解いただくよう粘り強く交渉を進め、一日でも早く完成に努めてまいりたいと思います。

宝くじの配分金についての質問でございますが、1点目については、新市町村振興宝くじ、いわゆるオータムジャンボの収益金が各都道府県に配分された後、広島県においては財団法人広島県市町村振興協会を通じて、均等割と人口割により各市町に市町交付金として交付されます。本町においては、この市町交付金を町立図書館の図書及び視聴覚資料の購入事業に充てています。また、この市町交付金のほかに、本年度はイベント用のテントの購入事業に対して宝くじコミュニティー助成金が交付される予定です。

2点目につきましては、職員が参加しています海外視察研修は、財団法人広島県市町村振興協会が主催しているもので、旅費につきましては主催者の負担となっております。研修の内容は、諸外国の行政制度及び産業・文化・歴史等の調査・研究を行い、国際的視野と識見を持った地方行政の推進役となる職員を養成することを目的とし、毎年秋ごろに県内各市町職員が参加して実施されております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）最後の宝くじの配分金ということで、職員等の見識を高めるというような意味から研修するということですが、これの報告とか、事後そういうものの届けというのか、いわゆる報告書、我々も出すわけですが、これについてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは研修報告とかいろんな、自分の作文と申しますか、そのときの様子を明細に書いたものを届けるようにされています。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それから、新開蟹原線については一刻も早い完成を目指すということですが、そうでありながら非常におくれているというか、どうも地権者等の、町長自体の交渉もそれほど頻繁に行われていないというふうに聞いておるんですが、これは努力で、はっきり言うて、相手があることですから、お願いと言うしか言えませんので、言いませんが、先ほどの成年後見人制度、遺言状の管理とかいうことで、これを住民課でひとつ預かって、死亡されたような場合いち早くそういうことがわかるので、ここで遺言状なんかを管理されますと、本人が1人のような場合は、後日になってそれが出てきたのがわかるとかいうことで、非常に後々のトラブルというか、後になって出てきたのではその用がなさないということなので、先ほど要綱があるということですが、要綱じゃなくして町民にもっとPRする。少なくともこういう要綱があるんだと。あるいはまた今後、町長の言われる住みよいまち、海田町はこういうこともやっておるんだということから、条例化すべきじゃないかというてもっとPRすべきじゃないか、この辺についての考えを聞きたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確かにこの後継者問題につきましては、後を後継する人がいなかったら寄附するとか、財産の問題なんかでトラブルがよくある問題でございます。そういったことも相手方の話を聞きながら調査を十分にした上で、町の制度によってこれをしっかりPRして、ぜひ町と相談をしてもらったり、また専門の顧問弁護士等を通じてあらゆる手段をもって親切に、丁寧にやっていきたい、こういうように思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）非常に素晴らしいことですけれども、例えば先ほども言いました、この辺の言葉が私はよくわからないので、差別用語みたいなのであれば、議長の職権で後で直してもらいたいと思いますが、先ほども言いたいわゆる知的障害者、精神障害者、このような人が将来1人になったときに本当に生きていけるのかどうかということで、両親とか親族といいますか、それなりに生前、ある程度の貯蓄といいますか、財産を蓄えられると思うんですよ。ところが、その保護者が亡くなったときに残されたいわゆる知的障害者、精神障害者が自分の財産を管理できない。最近のテレビ、新聞のニュースでもありましたが、どこかで80幾つの知的障害者のおばあさんか何かが半年か何かで600万円ぐらいの和服を買ったとか買わされたとかいうような話がありますので、生活のためにはそれだけの資財が必要なので、そのために親族がいわゆるつめに火をともしとい

うか、辛苦して一生懸命、子どもが将来1人になっても生きていけるようにという、あるいはまた遺言状の中で、もしその子どもが万が一の場合は町の方でしっかりみとってどうにかしてやってほしいと。そして、残った財産については物によっては町に寄附しよう。このような遺言も中にはあろうかと思うわけですね。そういうことがあるので、先ほど言いました条例化、ただ単にPRとか努めるというんじゃなくして、その辺をもう1回再度重ねますけれども、本当に条例化して、こういうことまで、住民課で死亡届なんかが出てきていち早くわかるわけですから、遺言状があるとか、この人の場合はどうなっておるかということはすぐわかるわけですから、町長の充て職として成年後見人、住民課が担当するか長寿保険課が担当するのか、どこが担当するかは別として、とりあえず町長の充て職としてそんなようなものを早急に考えてみる気はどうか。再度重ねますけれども。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、後の後継者の方にいろいろご迷惑がかかったり事件が起きたりする可能性は十分にあると認識しております。そのために、今、条例制定ということもございますが、とりあえず一応要綱はつくっておりますので、その先進地でいろんな事例なんかを研究しながら、専門の弁護士さんとも相談をしながらこの問題について研修をして、前に進めるように頑張っていきたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、一般質問で要望すなというのが私の考えなんですが、先進地等と言われるが、そうじゃなくして、うちが全国トップでひとつやってほしい、このように思います。そういうことなんです。

それから、先ほどの消防車の話で、全部は聞き漏らしたんですけれども、トランシーバー等は各分団に2台ぐらいあると言われたんですかね。というのは、各分団に2台あっても消防団員が、例えばこのたびのような場合ですと1分団。何名おるのかは知りませんが、少なくとも10名、15名ぐらいの団員は出ておったと思います。特にこれは違いますけれども、若干それですが、山林火災のような場合は、先ほども言いました退避命令、こういうふうな、風向きが変わったから、危ないので、ちょっと一たん下がれというような場合もあろうかと思うわけですね。それが携帯電話でやっておるようでは間に合わない。だから、1人に1台のトランシーバーが要るんじゃないか。いわゆる全団員に、そこに集まっておる者に対して緊急に、すぐ下がれとか、あるいは、実際

にこれも畝の火災でありましたが、大きい声でやじ馬と並んで、おい、水を出してくれ、水をとめてくれ、こんなようなことを口頭でやっておるわけですね。なぜそういうトランシーバーというのを2台じゃなくしてね。それで、ついでにそれもあわせて、もっと結論から言うと、2台じゃなくして団員に1台渡るような配備をしないかと。要するに制服と同じように個々に1台ずつ持たせておけと。消防庫に一々行って持ってきておるようでは遅いので、どうなのかというのが1つ。

先ほどもう一つ、職員が現場に行って、それから招集をかけるんだと、こういうようなことがあったわけですが、このたび、先ほど明かりのことも言いましたが、確かに職員は現場におられました。ところが、何のあれもない。実際は嘘だけれども、ポケットに手を入れて立っておっただけと、こんなようなことなんよね。だから、そこらが本当に危機管理という面でちょっと足らんのではないかと。だから、消防、そういう分団庫にあるのかどうか知らんが、あわせてお尋ねしますが、灯具、いわゆる1台あるのか、2台あるのか、こういうことじゃだめだと。昔の炭鉱労働者じゃないが、ヘッドに全部明かりをつけてね。だから、個々が一台一台。だから、今言いましたトランシーバー、灯具、こういうものも全部装具として持たすべきじゃないか、全員に配るべきじゃないかと、こう思うんですが、どうなんですか、その辺のお考えは。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これは消防団員の方とか消防署のいろんな今までの事例もございますし、町内の防災無線の問題もかなり改善されて、できてきております。消防団の方ともそういうことについての協議をしながら、また、安芸消防署とも連携をとりながら、どうあるべきかということについては至急に検討してみたい、こういうふうに思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから、安芸消防は安芸消防でいいと思うんですが、安芸消防の場合は、先ほども言いましたように、広島消防だから、こっちからとやかく言うのは非常に難しいと思うんですが、指令書を持っていくというのは、その地図がどうなっておるのか。私はやっぱり現代は各車両にそういうカーナビ、これぐらいのもの。今ごろは3万円ぐらい出せばあるわけですよ。だから、わしはこの安芸消防にどれぐらいの車の台数がおるのかわかりませんが、恐らくばらっと数えて十二、三台ぐらいのものじゃろうと思うんですよ。金目にしたら40万か50万もあつたらおつりが来るんじゃないかというぐらいの考えなんですよ。それを安芸区と海田町、坂町、熊野町が、50万だったら単純

計算10万円じゃないですか。それでいち早く一分一秒を争うような火災現場に到着できるようになれば、安いんじゃないか。町民の生命や財産を守ることからね。どうですか、その辺は改めて補正を組んででも。ついておらんのなら。そのついておるのかどうかというのをまず聞きたい。その辺からいきましょう。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今のいわゆるナビゲーションシステムについては車に搭載されております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）重ねますが、先ほど言いました自治消防、団員の灯具、要するに照明、そういうようなのを、あるいはそういうトランシーバー、これの各自への、今200何名おるんですか、そういうものを全部制服と同じように持たせておくという考えはどんなでしょうかね。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）各自がトランシーバーを持つ、灯具を持つということにつきましては消防団、それから消防署もそうですけど、活動のときに果たして常に携帯しておくことが必要であるかどうかということもあわせて検討させていただきます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）灯具、トランシーバー、連絡網体制のもので、今から検討するということですがね。確かに先ほど言いましたように、途中で放水をやってくれとか、とめてくれとか。私も現場にたまたま行ったんですけれども、随分不細工な話じゃなということで、おい、水をとめてくれや、出してくれやと、やじ馬を含めて同じことをずっと騒いでおるわけですね。それはやっぱりこういう近代的な装備を持つそういう消防のものが、今言うトランシーバーなんていうのは、昔のように大型のようなものなら話は別。極端に言うたら、今は補聴器程度の大きさのそういうものがいっぱい出てるわけですね。だから、それが持ち運びに邪魔になるとかね。灯具については若干問題があるかもわかりませんが、近所の玄関の戸をあけて、奥さん、何か懐中電灯はありませんかと。これは町長、随分不細工な話じゃと思うんですが、これは事実なんですよ。わしは現場において言うておるわけですが、どう思われますか。その辺をお聞きたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）昨日からこの山畝地区の火災の問題で多田議員からもご指摘があったんで

すが、確かにナビゲーションになかなか、乗っているんですけども、進入路がわかりにくい。我々が平素町内を走っておっても入り口がわかりにくいような交通形態でございます。そういうことを含めて、自主防災組織もできておりますし、あの地区の消防団員、自治会長さんなんかともいろいろと協力をいただいた経緯もございますので、今の移動系の携帯用の無線を、どこまでというのは、先ほど総務部長が話しましたように、消防団との話し合いをしっかりとしながら、必要なものはすぐにでもやっていくような考え方を持っていきたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それじゃ、終わりますけれども、いつ災害やそういうものが起きるやらわからん。ちょうどまた時期的にそういう水害等が起きる時期でもありますので、町長がいつも言われる安全・安心のまちづくりという観点からもぜひ総務部長を含めて早急に検討して、できることなら早い装備をお願いしたいということで、終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時40分でございます。

~~~~~○~~~~~

午後1時28分 休憩

午後1時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、第27号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第27号議案、工事請負契約の締結について。西浜地内において施工する瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第27号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書4ページ、第27号議案をお開きください。工事請負契約の内容でございますが、工事名は瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事でございます。工事場所は海田町西浜地内、請負金額は5,991万3,000円でございます。請負者は、江草興機株式会社代表取締役江草将史でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成23年3月18

日まででございます。なお、入札結果につきましては資料 1 の工事入札状況をご参照ください。また、この入札におきましては、見直しを行った建設工事の最低制限価格制度を適用して行っております。建設工事の最低制限価格の見直しにつきましては資料 3 にまとめておりますので、ご参照ください。参考までに、今回の最低制限価格は予定価格の約84%でございます。工事内容につきましては担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）それでは、工事概要について説明します。資料 2 の工事箇所図をお願いします。この工事は雨水対策の一環として整備する中雨水幹線新設工事です。位置図に赤で示しております区間が県道矢野海田西浜 2 番地から東に向かって車道部分に延長94.5メートル、幅1.3メートル、高さ1.3メートルのボックスカルバートを設置するものでございます。施工方法でございますが、施工性を考慮し、開削工法で施工いたします。ボックスカルバートの設置方法でございますが、作業スペースが少なく済むこと、無振動・無騒音で、既設建物に工事の影響が少なく作業できる工法、生活環境、交通障害等への影響が軽減できることを考慮し、昨年と同様、リフトローラー工法を採用し、工事を施工するものでございます。工事の施工に際しましては、歩行者及び通行車両等の安全対策を十分に行うとともに、沿線住民の理解とご協力を得ながら、皆様にご迷惑をおかけしないように工事を進めてまいります。中雨水幹線の主要部分が今年度で完成いたします。なお、図面上の青で着色している箇所は施工済みでございます。以上です。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今の説明で、落札額が84%ということですが、資料 3 の見直し後の内容 2 番の一番上の丸のところで4分の3を下回らないということで、これは6万円違いで失格になっておるんですね、7番業者が。これは何%になってどうなるんかね。計算がようわからん。ちょっとやって。どうなるんかいな。これがどうなって失格になるのか。じゃけん、84%が落札、6万円違いが失格。4分の3というて書いておるが、何ぼになるのかということで、両方あわせて聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）資料 3 のおっしゃいました 2 の丸の 4 分の 3 の次の丸をご覧いただきたいわけですが、ここで、算定式につきましては従来のパーセントではなしに設計額から直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費等の30%

という、それで最低制限価格を計算いたしました。結果でございますが、最低制限価格は公表しておりませんので、今おっしゃいましたその6万の違いの5,706万と5,700万の間に最低制限価格、ここの計算式で算出した価格がなったものというふうにご理解いただければと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）非常に微妙な数字が出ておるんですが、単純にこの丸の3つあって真ん中の分については、はっきり言うて、わからん。もとがわからんもんじゃから、直接そういう工事、仮設費が何ぼかわからん。パーセンテージは0.9とか0.95。いわゆる定価の95%とかいうことで積算されておるわけですがね。だから、これが何%で失格になっておるのか。どうもその84%という発表があるからおかしいと言うておるのであって、その間にありますよという意味はわかるんですよ、副町長。75%ならマルで、74.9だと失格と。こういうことの意味だろうと思うわけですが、ここではあくまでも75%、こういうことをうたっておるわけですよ。84%と75%の差異が大き過ぎる。その間にありますよというたって計算できない。だから教えてくれと、こう言うておるんですよ。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）済みません、説明の仕方が悪かったかと思います。見直し後の内容の丸1つ目は、これは規則を変えておりませんので、従来どおり4分の3を下らない範囲内で定めると。ですから、75以上の価格にする。2つ目の計算式というのが、これが75を下回った場合には75にするわけでございますが、この最低制限価格、ここの計算式でいきますと約84%になりましたというのが先ほどの財政課長の説明です。ここの算定式の計算をずっと計算していきますと、今回は予定価格の約84%になります。ほとんど端数の差でございましたので、落札率の方も84%。このたびはそういう差がほとんどございませんでしたので、どちらも約84%になったわけでございますが、県などの例でいきますと、この算定式を計算しました場合には80%から85%の間に大体なるのではないかというふうに言われております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）頭が悪いけんわからんのじゃが、単純に75と84しか比較していないんですよ。これは皆さん一緒じゃろうと思うんです。だから、その85%がどうか、県がどうのとか、そんなことを聞いておるんじゃないんですよ。75と84の間が何ぼかというて聞いておるんですよ。意味がわかりますか。最後になるんですがね。ほかのどうしてそ

の数字が6万円という、どんぶりで計算しても、これが失格のラインにはならん。強いて言うなら、地元業者に落とすためにこうやってラインを引いたのか、こういうふうな要らん勘ぐりも出てくるわけですが、そのことは、地場産業だから、育成せにゃいかんとは思いますが、どうも透明性がわからん。だから、もう一つつけ加えて言いますが、いつかも言うた、6万円違い。5,000万も6,000万もある中の6万円ぐらいだったら低入価格調査、これはよそでも実際にやって契約を履行しておるわけです。うちはばさっと失格でラインを引いておる。しかも、それが75%というところに線を引きながら、84%と5%の微妙な差でございますというたって、そんなものは理解できない。だから、どうして失格になるとかいう、その数字のあやじゃなんていうような、そんなことで理解はできませんよ。これは賛成できんかもわからん、こんなことじゃ。場合によったら反対討論をやらにゃいけんが、どうしますか。これはもうちょっとわかりやすう言うてくください。それと低入の価格とあわせて2つ。以上。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）済みません、私の説明が悪いんだと思うんですが、丸の2つ目の方は、これは予定価格の何%ということで計算するようになっておりません。まず、設計でそれぞれの直接工事費とか共通仮設費とかそういうものを積み上げていきますが、それで設計価格を定めます。それとは別に、その設計で用いましたそれぞれの工事費に、そこに書いてあります割合を乗じて最低制限価格というものも積み上げるというのが今回の最低制限価格制度の見直しでございます。その中で、従来の建設工事執行規則で定めております75%というものは変えない、75%を下らない範囲で定めるという中で、実質的な計算は丸2番目の直接工事費以下のその計算式によって計算をいたしました。これで額が出てくるわけでございます。この額が、従来が大体75%になっておりましたので、今回見直しました結果、数字ではお示しできませんが、パーセントでお示しますと約84%になりましたと。75で今まで切っていたのが大体84のある金額になりましたという説明でございます。

それから、後段でおっしゃいました低入札価格調査につきましてですが、これも国・県とも大規模な、これ以上の金額ではやっておりますが、やはり入札制度の効率化とかというところで考えますと、多くのところがいまだ最低制限価格制度によって品質のある程度確保というところを行っておりますので、低入札価格調査制度の導入につきましては今後の検討課題にさせていただきたいと。このたびは国を含めまして他の自治体も

導入いたしましたこういった積み上げ方式によります最低制限価格制度の見直しというもので対応させていただきたいと思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）入札執行に当たって今の資料3、この条文は指名された業者の方に開示されて入札されたんでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）指名通知を行ったときに、あわせてこの資料3についてもそれぞれの業者にお渡ししております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）もう1回聞きますが、私も前田さんと同じ。まだ頭が悪いけん聞くんですが、結局私が言うのは、県や何じゃかんじゃに準じると言われますから、こういう結果が出てくるから、だから、入札の前に皆さんに積算書を出してもらうたら、その内容がはっきりわかりますよ。だから、私がずっと以前から言うように、せっかくこうやられたんじゃから、6万円しか違わんというような結果、0.0何%ですか。だから、こういう結果が出たら、皆さん今から積算に困るわけよ。だから、あなた方もどういう積算をされたかが今後の課題になるから、入札される前に皆さんの積算書を見せてもらったら皆さんがどういう積算をされているか、今の安全管理、これも私は計算を最近やったことがないんじゃが、一般管理費が何%、安全管理費か、仮設費が何%かというのはちゃんと本に書いてありますから、だから、積算方法がわかるから、その積算書を出してもらうたら私は今からの入札の課題が、例えば情報が漏れておったとかいうことはすぐわかるでしょう。だから、私が言うのは積算書を、何も業者は皆、積算せんかったらこの価格が出んのじゃから、入札の前に積算書の提出をお願いしますというて積算書を出してもらうたら、議会で説明するときにもでも便利がええんじゃないかと思いますが、その点に関してどう思われますか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）以前から崎本議員がご指摘のように、積算書の提出というのは1つの有効な手段だと考えております。今回、最低制限価格の見直しを行っておりますが、入札制度全体についてはそのほかにも見直しを行っていかなくてはいけない項目だと思っております。1つの重要な項目として、今ご提案のあった内訳書の提出、これもあろうかと思っております。ここらについても導入に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）いや、考える必要はないんですよ。業者に積算書を出してくれと言うても、業者は1つも困ることはないんですよ。積算書がなかったら入札できんのじゃから。悪いことじゃないんじゃないけん、ええことじゃから、検討せんでもやったらどうですか。私はそうと思いますが、町長はどう思われますか。業者も1つも困らん。それが当たり前のことじゃから。提出をしてもろうたら、それが義務づけられたら当たり前のことじゃから。どう考えられますか、もう1回答弁をお願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）ご指摘の点につきましては検討して、早いうちにはっきりした答えも出していきたいと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）検討されるのは結構じゃが、もしか、今もあったか、ないのが当たり前じゃが、もしか不正か何かがあつて、そういう情報が流れたときに、これを出してもろうたら、これが何よりの証拠じゃから。なかったら、後から出してくれと言われたら、これに対してまたつくらにやいけんというようなあれが出てくるから、最初から出してもろうておつたら、何かの不正があつた場合でも、ちゃんとこれを出してあると。業者を呼んで、これは確かなものかと言うたら、それで後はちゃんと法的にも処理できるんじゃないんですか。だから、私は早急じゃなしに……。早急といえば早急ですね。やってもろうたら、わしは大変皆さんのためにもええし、当たり前のことじゃから。再度、町長、お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）早急に検討して答えを出すようにします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私も今説明を聞いておってちょっと理解しにくいんですね。失格の内容。どういう理由で失格したのか。先ほど84%ということがありますが、6万円と失格の内容の中身がわからない、理解できないんです。それをもう一遍説明してもらえますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最低制限価格を設けて入札をする場合には予定価格と最低制限価格という価格を定めます。それで、その後、入札があつたときに、その価格と比較いたしまして、最低制限価格の場合には、事情等を考慮することなく、その金額を下回ったものは

すべて失格として、最低制限価格を上回り、予定価格を下回るものの中で最低の者を落札者と決定いたします。それで、先ほど前田議員からご指摘のあった低入札価格調査制度という入札制度が別にございまして、これは同じように低入札価格調査価格というものを設定いたしまして、その価格を下回った場合には調査をして、その入札金額が妥当かどうか判断した上で落札者を決定するという形になりますが、今回導入いたしております最低制限価格という場合には、調査等をすることなく、その価格を下回った場合には失格とする制度でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）この入札の状況の説明の中で、最低制限価格と予定価格、これの84%、どちらがどうなのかというのが理解できていないんです。ですから、もう一遍それを説明してもらえますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の場合には予定価格の84%を最低制限価格にしたものではございません。最低制限価格はいくまでも資料3の1ページの2の見直し後の内容の丸の2つ目になります、最低制限価格は次式により算定するとなっております計算式に基づいて計算した金額をもって最低制限価格としました。その結果、それと予定価格を比較しますと、今回の場合には約84%。結果として84%になったということでございます。先ほどもう一度申し上げましたが、他の自治体の例によりますと、この算定方式によった場合には結果として80%から85%程度になるというふうに言われております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、失格になった理由ですね。6万円の差で失格になっておるんですよ。その理由がわからなくて、説明してください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）説明が悪いなと思うんですが、今の計算式において最低制限価格というものを決めました。6万円とかというのではなしに、これは6万円ではないんです。もう少し小さい価格になるんですが、最低制限価格を定めたものよりも、今回の失格となっております5,700万円と。この5,700万円が先ほど計算して出てきた、これは公表できていない数字でございしますが、よりも下回っておられたので、それを下回られた場合には無条件で失格するという制度なものですから、そこで失格というふうにしたものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）今、僕も聞きよってあまり理解できにくかったのが少しずつ理解できたんですが、これは確認で聞かせていただきます。まず、全体として工事金額を定める設計金額というのがございます。その設計金額がもことになることは間違いないと思うんですが、このときにこの下に予定価格を定める、何%か切った状態で定める、これも間違いないと思うんですが、この設計金額を一度ばらして直接工事費、共通仮設費、現場管理、一遍それをばらしてそれぞれにその数字を掛けたものが最低価格になるということですね。ということは、だから、設計金額がある、それから予定価格、これから基づいて出したのが約84%、ここへ来るということですね。この下に、それじゃ、予定価格の4分の3が今回の場合はおったということですね。そう考えますと、これは予定価格の4分の3ですと全員合格の範囲におるような気がするんですが。もしこの最低価格がなくて、予定価格で、何%かはわかりませんが、大体これは10%、だから、予定価格の75%ということは、はっきりはわかりませんが、70%前後あたりに実際の予定価格の4分の3がおるんじゃないかと思われるので、そうすると約15%の差が今回出てるんじゃないかと思われる。それからすると、この一番最低の5,627万から考えたら、これは完全に予定価格の4分の3の随分上におるということで理解してもよろしいんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最低制限価格は予定価格の4分の3と定められているわけじゃありません。ここへ書いてありますように、4分の3を下らない範囲内という形ですが、今おっしゃられました仮定論で予定価格の4分の3という数字と比較いたしますと、今回の落札額はすべてがその範囲内にいたというふうに言えると思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）ということは、今回最低制限価格を設けられたということによって、従来やられた予定価格の4分の3よりも高い数字じゃないと落札がしにくくなったというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）はい。この資料3の最初のところへ書いておりますように、低価格での入札が増大するなど、建設業業界は厳しい環境に置かれており、工事の品質確保の点からという見直しでございますから、結果、従来よりも最低制限価格が上がる方向で見直したということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。原田議員。

○13番（原田）2点、具体的に。今の金額で言うと皆さん混乱しとられるので、例えば設計金額が100万円でしたと。75万円を下回らない範囲で最低制限価格を決めましたと。入札をやってみたら、84万円で入れた方はこのたび失格になりました。84万100円の人は落札しましたというような例えで一緒でしょうかということと、この予定価格の公表について、入札の終わった時点で何か不都合があって公表されないのか、その辺の理由を教えてください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前半の部分はそれで結構でございます。蛇足で申しますと、今のでいくと、先ほどの計算が84万50円になったから、84万円は失格で、84万100円になったという趣旨になります。

それから、後半の部分の予定価格の公表につきましては、これは先般ご答弁したと思いますけれども、検討課題ですから、公表することによる問題点等を全部今見直しをしておりますので、おっしゃられるとおり、特に事後の公表についてどの程度の課題があるかというのをやっておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。あのときの私の答弁では、まずは最低制限価格の見直しについて着手したいと。それから予定価格の公表でありますとか、先ほどおっしゃいました内訳書の提出ですとか、そういったような制度の改革をしたいと。すべてすぐにやれとおっしゃられるところだとは思いますが、やはり1つずつ課題整理がございますので、今回はまず最優先で見直しを行うというふうに申し上げました最低制限価格制度を見直しましたので、続きましてはその内訳書の提出または予定価格の公表、こういったようなものについて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第27号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第28号議案、海田町退職手当審査会設置条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第28号議案、海田町退職手当審査会設置条例の制定について。広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部改正に伴い、加入している各団体に退職手当審査会の設置が義務づけられたため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第28号議案、海田町退職手当審査会設置条例の制定についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。あわせて、資料4の退職手当の支給制限等に係る事務処理をご覧ください。この条例の制定は、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例が改正され、加入している各団体に審査会の設置が義務づけられたことによるものでございます。

それでは、資料4の退職手当の支給制限等に係る事務処理でご説明いたします。上段に現行の事務処理の流れを示しておりますが、現行では、在職中に処分を受けるべき事案が発覚した場合は町で処分を決定し、市町総合事務組合に処分の通知をします。これを受けて市町総合事務組合は不支給等の決定をしております。また、退職後に禁錮刑以上の刑が確定すれば不支給または返納についての判断・処理を市町総合事務組合が独自に行っておりました。下段には審査会設置の流れを示しております。こちらにつきましても、在職中の職員が禁錮刑以上の刑、懲戒免職等の処分を理由として退職する場合は、現行どおりの流れで、退職手当審査会への諮問は不要となっております。このため審査会は、退職後に処分を受けるべき事案が発覚した場合に対応することを主な設置目的として、既に支払われた退職金の取り扱いを審査・答申することとなっております。この答申を受けて町は市町総合事務組合に処分の申し立てを行うものでございます。

議案書の5ページをご覧ください。第3条で、委員の人数を5名とし、第4条で、学識経験者の中から町長が委嘱するように定めております。また、第5条で、任期は当該審査を必要とする期間で、諮問に係る審査が終了したときまでとしております。議案書の6ページをご覧ください。これに合わせまして附則で、特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に退職手当審査会委員の項を加えるよう改正しております。この条例の施行期日は平成22年7月1日からでございますので、平成22年7月1日以降に退職した職員から対象となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第28号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第29号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第29号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方公務員法の規定に基づく条例の根拠による給与からの控除項目を整備するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第29号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の7ページをお開きください。あわせて、資料5の職員の給与に関する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、職員の給与の控除項目について整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第3条の2の第2号中の、の貯金取扱規程に係る貯金を、及び財団法人広島県市町村職員共済互助会の行う事業に係る納付金に改め、同条に第6号として、その他職員が給与から控除することを承諾したものを加えております。この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第29号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第30号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第30号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。急激な所得の減少により生活が著しく困難になった者等に対し、国民健康保険税の負担を軽減するため、減免基準の見直しを行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、第30号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書8ページをお開きください。条例の改正内容を資料7の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨によってご説明いたします。また、資料6の海田町国民健康保険税条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、資料7をお願いいたします。条例の改正の内容についてご説明いたします。まず、1号の、災害等によりその財産に甚大な被害を受け、生活が著しく困難となった者ですが、この対象者といたしましては、住宅または家財につき災害により受けた損害金額がその住宅または家財の価格の一定割合以上であり、かつ前年所得が基準以下の方が対象となります。次に、2号の所得の減少により生活が著しく困難となった者ですが、この対象者は、失業、事業の休廃止または疾病等の理由により、世帯の所得が激減し、

担税力が著しく減少したと認められる方です。次に、3号の貧困により生活のため公私の扶助を受ける者ですが、この対象者は、公の生活扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助または葬祭扶助を受けることとなった方、また公の扶助以外の私の扶助を受ける方で、その実情が公の扶助を受ける者と同様と認められる場合です。次に、4号の国民健康保険法第59条の規定に該当する者ですが、これは少年院その他これに準ずる施設に収容され、1カ月を超えて給付制限を受ける方や、刑事施設、労役場その他これに準ずる施設に拘禁されて、1カ月を超えて給付制限を受ける方でございます。次に、5号につきましては、被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者に移行することにより、健康保険法など社会保険各法の被保険者の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者で国民健康保険の被保険者の資格を取得した日において65歳以上である方が対象となります。6号は、1から5号に列記している範囲の想定外の規定でございます。

なお、減免額につきましては要綱で定めることとしております。施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。原田議員。

○13番（原田）資料7の説明をもう1回お願いします。（1）住宅または家財の価格の一定割合以上でありというこの一定割合というのは具体的な数字がここへ出てこないんですか。それをお願いします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）この基準につきましては、この条例の施行に合わせまして要綱の方で定めることとしております。基準については今、案ではあります。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）この条例ですけれども、旧の場合は納税義務者が明記されているんですけれども、今回の新は納税義務者という文言がないわけです。夫婦で勤めている場合、1人が、夫の方は社会保険、妻が国保税の対象の場合に、あくまでも海田町の場合は納税義務者は所帯主になっておりますね。本来の国民健康保険税対象者は妻の場合ですよね。旧であれば、あくまでも納税義務者ですから、所帯主ですけれども、今回の新になれば、納税義務者がいないわけですから、直接国保税に加入している妻ということにまずこれは判断してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）奥さんの場合、国民健康保険の旧扶養者ということで、対象となります。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今回の、いや、ですから、夫は社会保険、サラリーマンの場合ですね。

妻が収入があれば国保税で入っていくという制度ですよね。今回これが明文化されたということは、納税義務者も払う本人。夫は社会保険で、サラリーマンでしたら、納税義務者ではないわけですね。妻が働いている、妻が国保税に加入しているものですから、納税義務者は本来妻ですね。ですから、そういった自治体もあるわけですが、これは現実そうです。言われても、そうなんです。ですから、納税義務者は現在は所帯主なんです。でも、加入しているのは、一般的な収入が少ない、だけど扶養にはなっていない、少し収入がある人という場合は国保税に入るというシステムが途中であるわけですね。そうしますと、今まではあくまでも納税義務者は、本来払っていないけれども、自分自身は社会保険に入っていますから、サラリーマンですから入っていますから、本来納税義務者ではないはずなんですよね。本当に所得に応じて国保税の税を払っているのは妻ですから、自治体によってはもうそういう納税義務者を所帯主にしないで、払っている本人にしている自治体もあるわけですから、今回のこういうちゃんとした納税義務者という文言がなくなったということは、今後、国保に入っている、加入しているその人が納税義務者なんですから、そういう方向に転換という方向性に動いているんじゃないかと思えますけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）納税義務者のお話でございますが、これは4号の規定を指されているんですか。済みません。この条例の改正の内容に当たっては、国民健康保険税の分には世帯主に対して課税いたしますもので、その納税義務者の分について、これを外れている分については、表現の中身を整理するということで今回は条例の内容の改正を図ったということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。この条例の改正に当たって、私はこれまでと変わらんような気がするわけです。今までも全部条例でこれを定めておったわけですが、1つ変わったといえば、2項の所得の減少により生活が著しく困難な者というのが非常に特徴的じゃなというように思っているし、その基準としては先ほど言われた要綱で定めると。

こういう内容だろうというように思うんですが、その要綱に当たってはどのような方法で決められるんですか。あるいは一定の指導というんですか、国の規準があつて、それに基づいてやられる方法なんですか、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）この要綱上での基準につきましては、県内各市町の基準要綱を定めている市町を参照にしながら県との協議というか、指導を受けて要綱をつくつてということでご理解ください。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）申し訳ありません、ちょっと理解というか、わかりにくい点があるので、教えていただきたいと思います。これは第1項の部分ですけれども、旧では、納税義務者がその資産について震災、風水害、火災もしくはこれらに類する災害を受けた者となっていると思います。こちらでは、災害等によりその財産に甚大な被害を受け、生活が著しく困難となった者。だから、これはまず後ろに困難な者となっているということで、旧では要するに生活困難でなくても天災、風水害に遭った場合には減免の対象になっていたものが、今度は制限がかかってきたように私は理解できるんですが、その辺についての確認。

それと、旧では、先ほどの議員さんからの質問にあったように、納税義務者はあくまで世帯主だろうと思われるんですけれども、旧では世帯納税義務者、こういうことがあった場合には要するに世帯主が該当になる。今回の場合はその納税義務者がなくなっていますので、納税義務者でないものがこういう災害を受けた場合も対象になるというふうに理解してもいいんでしょうか。その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（園山）今の1号の表現の問題でございますけれども、これは今までの、災害を受けたというだけが対象でございましたけれども、それを受けて、結果生活が苦しくなったという表現、要するに範囲が狭まった表現にしたというものでございます。従前も、災害を受けられても、これは減免規定でございますので、資力のある方には減免はできないというものではございます。

それから、納税義務者という表現でございますけれども、これは納税していただくときに、その所帯の状況が、号によって違いますけれども、払いにくい状況になればそういう減免を適用するというものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第31号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算から日程第9、第34号議案、平成22年度海田町水道事業会計補正予算までを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第31号議案から第34号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算（第2号）外3会計補正予算。第31号議案から第34号議案までを一括でご提案申し上げます。このたびの補正予算につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の増減や共済組合負担率の上昇に伴う共済費の増額が主なものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第31号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料8の平成22年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。3ページから13ページにかけて職員給与費事業や臨時職員賃金等の増減を行っておりますが、これらは4月1日に実施した人事異動などに伴うものや共済組合負担率の上昇に伴うものでございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、それ以外の内容につきまして事業ごとにご説明いたします。3ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の人事管理費の人事管理一般事務事業につきましては、退職手当審査会委員報酬として3万1,000円増額するものでございます。次に、町民サービス費の町内循環バス運行事業につきましては、海田町地域公共交通会議委員謝

礼として18万3,000円増額するものでございます。次に、4ページをお願いします。総務費の徴税費の賦課徴収費の町税賦課事業につきましては、地方税の電子申告システムであるエルタックスについて、国税と連携するシステムを導入するため、480万1,000円増額するものでございます。

次に、8ページをお願いします。衛生費の清掃費の塵芥処理費につきましては、後ほど歳入でご説明いたしますが、夜間不法投棄及び資源物抜き取り監視業務に係る財源振り替えでございます。

次に、11ページをお願いします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員退職報償金として82万1,000円増額するものでございます。

次に、12ページをお願いします。教育費の小学校費の学校管理費の小学校少人数指導推進事業につきましては、当初見込みよりも少人数指導の基準を満たす学級数が減ったことにより、非常勤講師報酬等578万5,000円を減額するものでございます。次に、小学校特別支援教育事業につきましては、当初見込みより介助を要する児童が増えたことにより、特別支援介助員賃金等267万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いします。国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の社会福祉費補助金につきましては、本年度から住宅手当緊急特別措置事業の特定財源が国庫補助金から県補助金に振り替えられたことにより、住宅・生活支援対策事業補助金1,298万6,000円を減額し、代わりに県支出金の県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金において緊急雇用対策基金事業補助金の住宅手当金緊急特別措置事業分を増額するものでございます。

次に、県支出金の県補助金につきましては、歳出でもご説明いたしました夜間不法投棄及び資源抜き取り監視業務の特定財源を2分の1補助の地域廃棄物対策支援事業補助金から100%補助の緊急雇用対策基金事業補助金に財源振り替えしたことにより、総務費補助金を609万9,000円増額し、清掃費補助金を304万9,000円減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、2,362万6,000円増額するものでございます。

次に、2ページをお願いします。諸収入の雑入につきましては、歳出でもご説明いたしました消防団員退職報償金の原資として消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金82万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第31号議案をお願いいたします。このたびの

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,749万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,466万3,000円とするものがございます。

以上で平成22年度海田町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）引き続きまして、平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。歳入歳出の補正内容につきましては、お手元にお配りしております資料9によるところです。人事異動により職員給与費事業の減額と、それに伴う一般会計繰入金の減額でございますので、内容については説明を省略させていただきます。議案の説明をさせていただきます。

第32号議案をお願いします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,031万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,571万3,000円とするものがございます。以上で平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）続きまして、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正内容につきましては、お手元にお配りしております資料10によるところですが、人事異動等による人件費の増減と、それに伴う歳入予算の増減でございますので、内容については説明を省略させていただき、議案の説明をいたします。

第33号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ540万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,685万7,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,180万3,000円とするものがございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）続きまして、平成22年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。内容につきましては、資料11によるところでございますが、人事異動等による人件費の減額補正でございますので、内容につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、第34号議案をお願いいたします。第2条の平成22年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、水道事業費用を961万5,000円減額いたしまして3億9,710万8,000円としております。次に、第3条の予算第5条に定めた経費の金額は、職員給与費を961万5,000円減額いたしまして6,791万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）まず1点目は、資料8の4ページ、税務職員給与費事業なんですけど、これは1人分の給与だと思うんですけど、これは異動ではなくて職員1名増員と判断したんですけれども、その説明。

次は、12ページの特別支援介助員賃金ですが、これはどこの学校に介助員が必要となったために予算計上なのでしょうか。

それと、3番目は資料10の3ページ、包括的支援職員給与、お一人減になっております。これは全部、歳入を見ますと、交付金で人件費が入ってきていたんですけれども、これはなぜ包括的支援員の職員が減になったんでしょうか。3点お願いします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）税務課につきましては1名増ということで、ご指摘のとおりでございます。

それと、小学校の関係でございますが、これは海田西小学校に介助員を1名増ということでございます。

それと、介護保険のところでございますが、こちらにつきましては社会福祉士という資格者を必要としたために1名そちらの方へ補正をさせていただいたということでございます。済みません、1名異動させまして、社会福祉主事の資格を持った者がおったんですが、そちらを本庁の方に異動させ、そちらの方、社会福祉主事の資格を持った臨時職員を充てたということでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）それでは、介護保険の方でそういう包括支援員は要らないのに予算計上されていたんでしょうか。それと、せっかく国の全部全額この人件費は歳入で入っておりますね。地域支援事業交付金、ほとんどが国・県の予算で人件費が計上されている人員を一般の方に雇ってこちらをやめたということなんですけど、じゃ、介護保険の社会

福祉士は要らなかったと判断してよろしいんですか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）今回の異動でいきますと、正職員、社会福祉士の役割をしておった者が異動で欠けて、その部分を、この下にあります社会福祉士報酬のところで嘱託職員として雇いました。この費用が同じく国・県等からの補助金の対象になりますので、これによって持ち出しが増えるわけではなくて、職員分で多くかかった部分が多少補助が減ったというだけで、基本的には町の持ち出しが増えたということではありません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今聞き漏らしたんですけど、有資格者を有資格者じゃないところに配置、異動させたということでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）今までおった、今回町の方へ帰した職員につきましては、一般事務員の中でいわゆる社会福祉主事という資格を持った者を社会福祉士としての役割をしておったんですけども、それを帰しただけでありますので。その帰りましたので、それに伴って新たに社会福祉士を臨時職員として雇用したということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、第31号議案、平成22年度海田町一般会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第32号議案、平成22年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第33号議案、平成22年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

続いて、第34号議案、平成22年度海田町水道事業会計補正予算を採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第10、発議第4号、国の財源で高すぎる国民健康保険税(料)の引き下げを求める意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○7番(岡田) 7番、岡田です。発議第4号、国の財源で高すぎる国民健康保険税の引き

下げを求める意見書案、読み上げて提案理由といたします。

高すぎる国民健康保険税を支払えず自殺したり、保険証を取り上げられ受診ができずに命が奪われるなど全国で重大な事態が相次いでいます。

所得300万円の4人家族で国保税が40万円以上という過重負担が全国で発生しております。

これまで国保税が高くなってしまった理由は、従来の自民党のもとで国保会計への国庫負担の割合が50%から25%に半減してしまったからであります。

これにより、海田町でも国保加入者の滞納世帯数はますます増えつつあります。

鳩山前首相も、看過できない問題、財源確保に協力したいと述べています。

また、公的医療制度がありながら、通院でも入院でも3割もの窓口負担を取られる国は、先進国では日本だけであります。

公的医療制度は、お金のある・なしにかかわらず、全国民に必要な医療を保障するためにつくられたものであります。

窓口負担は無料・低額が当たり前で、お金がないと治療が受けられない、重い病気になると治療費が払えなくなるというのでは制度の意味がありません。

日本も1980年代前半までは、健保に加入する労働者本人や70歳以上の高齢者は窓口の負担が無料でありました。

その原則を突き崩し、1割から2割、さらに3割と改悪を繰り返して、医療制度を国際標準から大きく後退させてきた。今、年収300万円未満の世帯では4割の人が、ぐあいが悪くても医者にかかれないなど、負担を苦にした受診抑制が深刻化しています。

窓口負担を軽減し、貧困のために医療を受けられない人をなくすことは、日本医師会をはじめ医師関係団体がそろって要求する国民的課題でもあります。

よって次のことを強く要請いたします。

- 1、削られた国庫補助をもとに戻して、国保税を引き下げること。
- 2、緊急に1人1万円の引き下げを国の財源で行うこと。
- 3、保険証取り上げを義務づけた国保法を直ちに改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第4号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第4号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（久留島）起立多数と認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で平成22年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後2時54分 閉会